

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄							備考	
計画の区分		大学院の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者		ガッコウホウジン チバガクエン 学校法人 千葉学園								
フリガナ大学の名称		チバショウカダイガクダイガクイン 千葉商科大学大学院								
大学本部の位置		千葉県市川市国府台一丁目3番1号								
大学の目的		本学は広く商業、経済、政策等に関する諸科学の総合的研究及び学理の応用のため専門の学芸を教授するとともに、これらの成果を広く社会に提供し社会の発展に寄与することを目的とし、高き人格識見と教養とを備え、特に経済界を始め、地域社会の発展に資する人材を育成し、もって社会の進運に貢献することを使命とする。千葉商科大学大学院は、当該使命に従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化及び社会の進展に寄与することを目的とする。								
新設研究科等の目的		近年の入学者の実績等を鑑みて、会計ファイナンス研究科専門職学位課程の入学定員を70名から82名に、収容定員を140名から164名に変更する。								
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	会計ファイナンス研究科 会計ファイナンス専攻専門職学位課程	2年	82人 (70)	年次人 -	164人 (140)	会計学修士（専門職）又は税務ファイナンス修士（専門職）	経済学関係	年月 第 年次 令和8年4月 第1年次	千葉県市川市 国府台一丁目3番1号	
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		会計ファイナンス研究科入学定員（+12）収容定員（+24）								
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数					修了要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位				
		科目	科目	科目	科目	単位				
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の教員（助手を除く）		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新設分	会計ファイナンス研究科 会計ファイナンス専攻専門職学位課程	10人 (10)	2人 (2)	0人 (0)	0人 (0)	12人 (12)	0人 (0)	59人 (59)		
		()	()	()	()	()	()	()		
	計	10 (10)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	59 (59)		
既設分	政策研究科 政策専攻博士課程	9 (9)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	6 (6)		
	商学研究科 商学専攻修士課程	39 (39)	13 (13)	2 (2)	0 (0)	54 (54)	0 (0)	38 (38)		
	計	48 (48)	16 (16)	2 (2)	0 (0)	66 (66)	0 (0)	44 (44)		
合計		58 (58)	18 (18)	2 (2)	0 (0)	78 (78)	0 (0)	103 (103)		
職種		専属			その他		計			
事務職員		124人 (124)			69人 (69)		193人 (193)			
技術職員		0人 (0)			0人 (0)		0人 (0)			
図書館職員		1人 (1)			0人 (0)		1人 (1)			
その他の職員		0人 (0)			0人 (0)		0人 (0)			
指導補助者		0人 (0)			0人 (0)		0人 (0)			
計		125 (125)			69 (69)		194 (194)			

校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地		103,524.56 m ²	0 m ²	0 m ²	103,524.56 m ²				
	そ の 他		55,126.19 m ²	0 m ²	0 m ²	55,126.19 m ²				
	合 計		158,650.75 m ²	0 m ²	0 m ²	158,650.75 m ²				
校 舎			専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
			66,816.13 m ² (66,816.13 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	66,816.13 m ² (66,816.13 m ²)				
講義室等・新設研究科等 の専任教員研究室			講義室	実験・実習室	演習室	新設研究科等の 専任教員研究室				
			室	室	室	室				
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具	標本			
		冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	点	点			
		〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕			
		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)	(〔 〕)			
		計		〔 〕		〔 〕	〔 〕	〔 〕		
		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)	(〔 〕)			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費 の見 積 り	区 分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	
		教員1人当たり研究費等			790千円	790千円	千円	千円	千円	
		共同研究費等			34,386千円	34,386千円	千円	千円	千円	
		図書購入費		95,489千円	95,489千円	95,489千円	千円	千円	千円	
		設備購入費		0千円	0千円	0千円	千円	千円	千円	
	学生1人当たり 納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
			1,540千円	1,280千円	千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要				私立大学等経常費補助金、手数料収入、資産運用収入、雑収入 等						
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		千葉商科大学							
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	収容定員 充 足 率	開設 年度	所 在 地
			年	人	年次 人	人		倍		
	◆千葉商科大学									
	商経学部									
	商学科		4	450	-	1,740	学士（商学）	1.16	昭和25年度	商経学部経済学科：令和 7年度より学生募集停止
	経済学科		4	-	-	-	学士（経済学）	-	昭和30年度	
	経営学科		4	180	-	740	学士（経営学）	1.13	昭和39年度	
	総合政策学部									
	経済学科		4	150	-	150	学士（経済学）	1.13	令和7年度	千葉県市川市国府台 一丁目3番1号
	政策情報学科		4	150	-	150	学士（政策情報学）	1.09	令和7年度	
	サービス創造学部									
	サービス創造学科		4	230	-	830	学士（経営学）	1.14	平成21年度	
	人間社会学部									
	人間社会学科		4	230	-	830	学士（人間社会学）	0.98	平成26年度	
	政策情報学部									
	政策情報学科		4	-	-	-	学士（政策情報学）	-	平成12年度	
	国際教養学部									
	国際教養学科		4	-	-	-	学士（国際教養学）	-	平成27年度	
	◆千葉商科大学大学院									
	政策研究科									
	政策専攻博士課程		3	6	-	32	博士（政策研究）	0.28	平成12年度	
	商学研究科									
	商学専攻修士課程		2	51	-	102	修士（商学）又は修士（経済学） 又は修士（政策情報学） 又は修士（経営管理）	0.83	昭和52年度	
	会計ファイナンス研究科									
会計ファイナンス専攻 専門職学位課程		2	70	-	140	会計学修士（専門職）又は税 務ファイナンス修士（専門 職）	1.43	平成17年度		
附属施設の概要			該当なし							

（注）

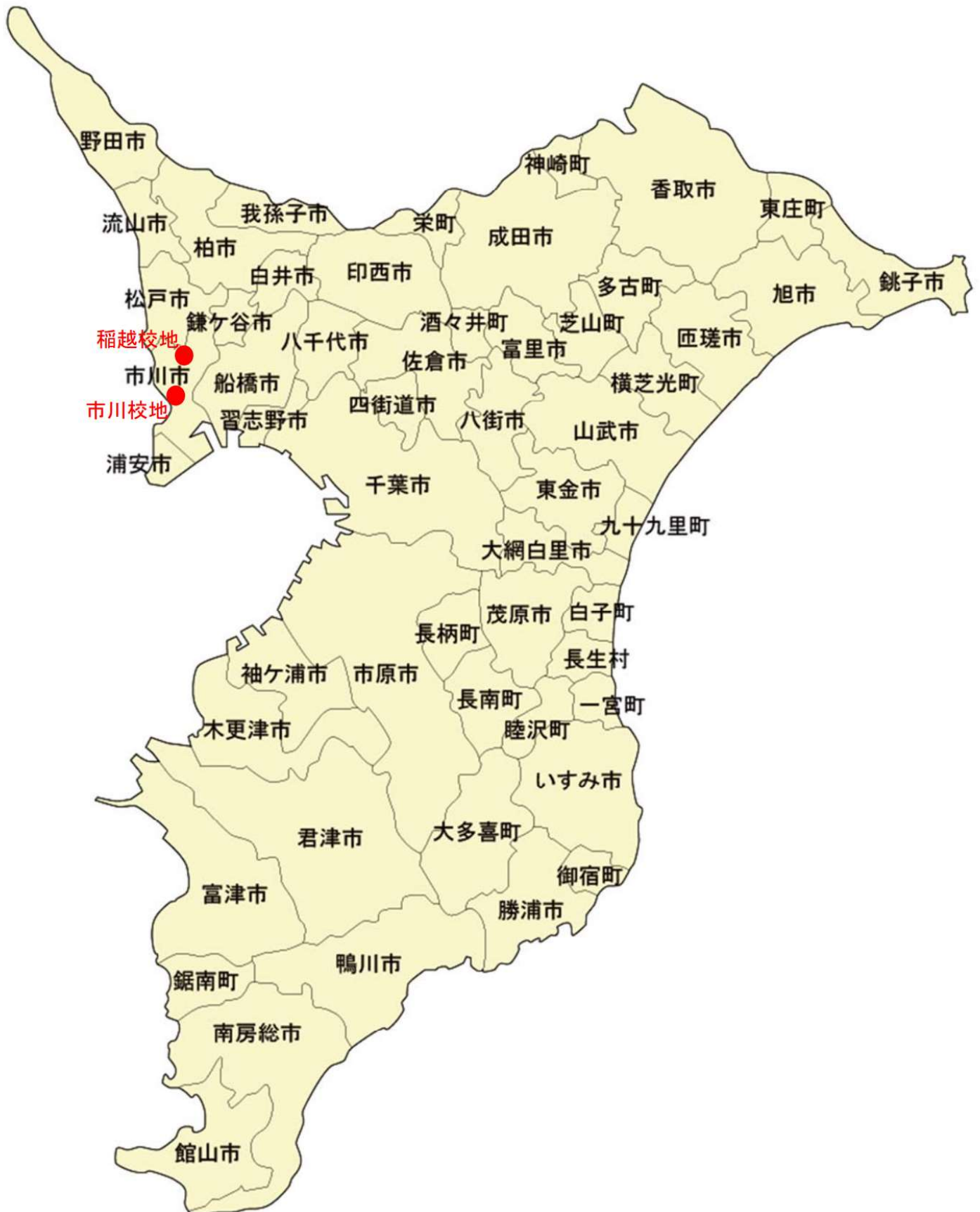
- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び

- 「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」，「図書・設備」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人千葉学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度		入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度		入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の 事由
千葉商科大学					千葉商科大学					
商経学部	商学科	450	-	1,800	商経学部	商学科	450	-	1,800	令和7年4月学生募集停止
商経学部	経済学科	0	-	0	商経学部	経営学科	200	-	800	
商経学部	経営学科	200	-	800						
総合政策学部	経済学科	150	-	600	総合政策学部	経済学科	150	-	600	令和7年4月学生募集停止
総合政策学部	政策情報学科	150	-	600	総合政策学部	政策情報学科	150	-	600	
政策情報学部	政策情報学科	0	-	0	サービス創造学部	サービス創造学科	230	-	920	
サービス創造学部	サービス創造学科	230	-	920						
人間社会学部	人間社会学科	230	-	920						
国際教養学部	国際教養学科	0	-	0	人間社会学部	人間社会学科	230	-	920	令和7年4月学生募集停止
計		1,410	-	5,640	計		1,410	-	5,640	
千葉商科大学大学院					千葉商科大学大学院					
政策研究科	政策専攻 博士課程	6	-	18	政策研究科	政策専攻 博士課程	6	-	18	
商学研究科	商学専攻 修士課程	51	-	102	商学研究科	商学専攻 修士課程	51	-	102	
会計ファイナンス研究科	会計ファイナンス専攻 専門職学位課程	70	-	140	会計ファイナンス研究科	会計ファイナンス専攻 専門職学位課程	82	-	164	
計		127	-	260	計		139	-	284	

千葉商科大学 位置図



環境図（市川校地）

本部校地 京成電鉄国府台駅より約1km、徒歩10分、バス6分

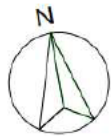
J R市川駅より約2km、徒歩24分、バス11分

稲越校地 北総鉄道北国分駅より約1.5km、徒歩17分、バス13分

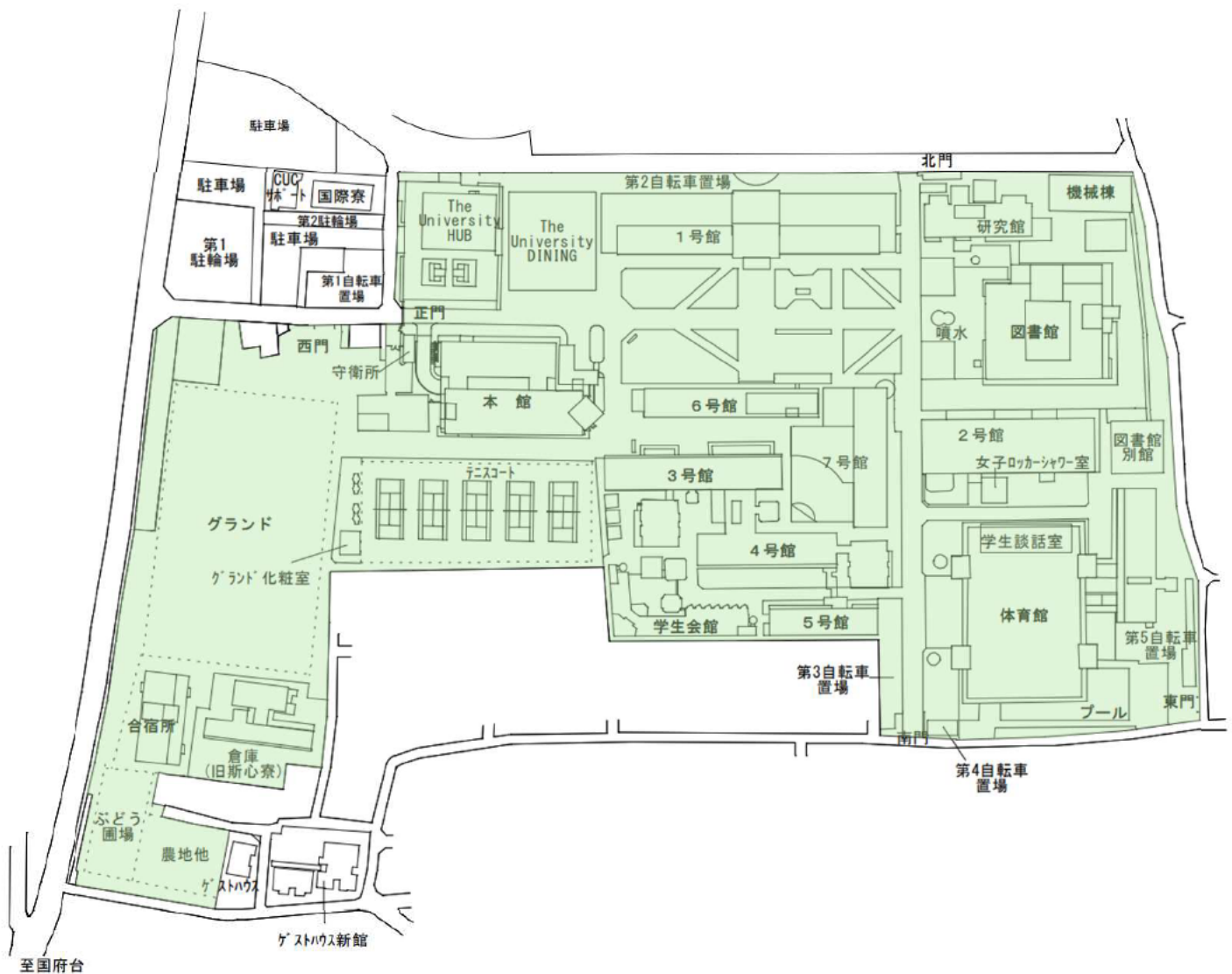


千葉商科大学 本部校地（市川キャンパス）敷地図

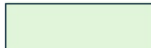
所在地（住居表示）：千葉県市川市国府台一丁目3番1号他



至松戸



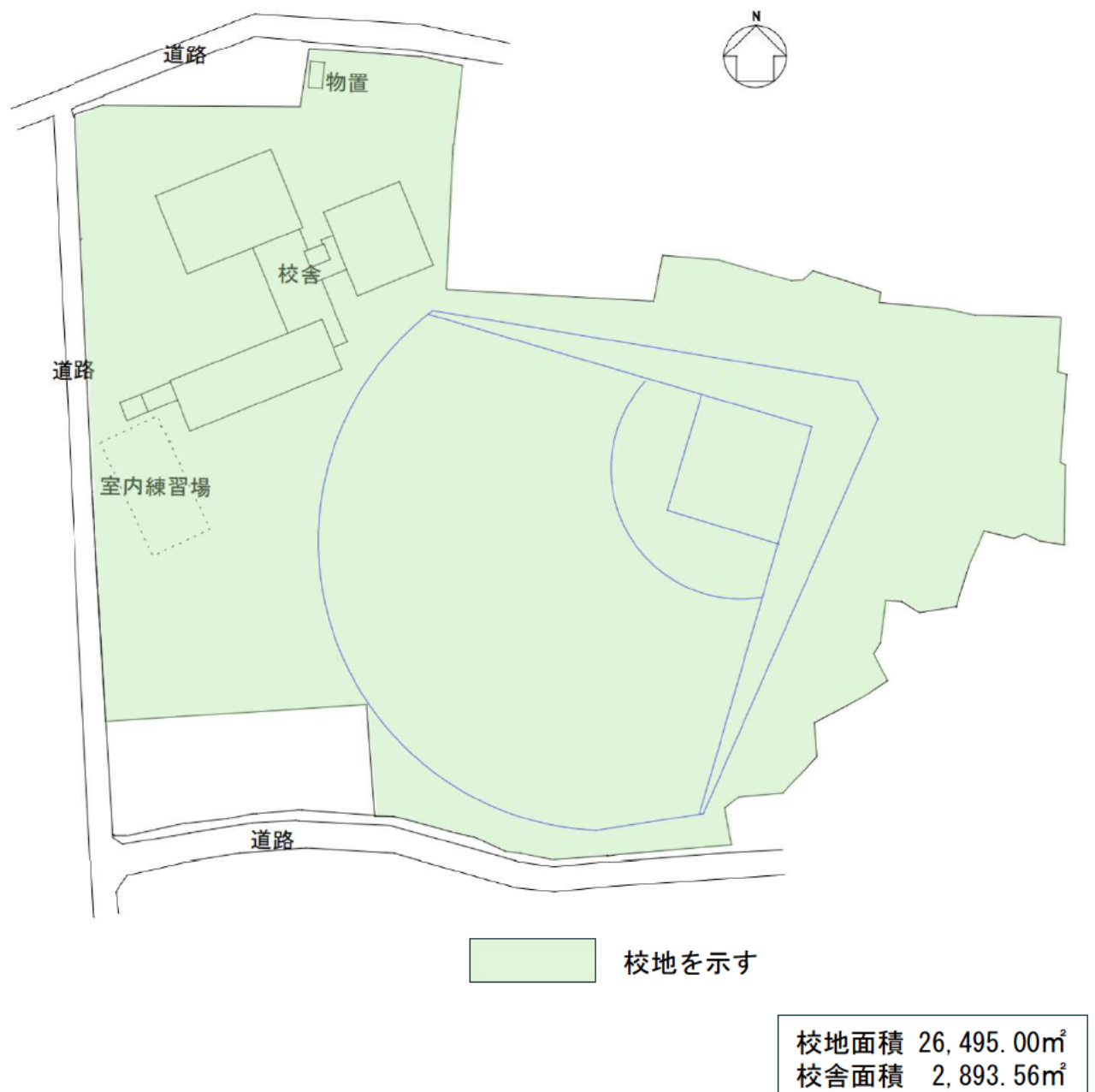
至国府台

 校地を示す

校地面積 77,029.56㎡
校舎面積 63,992.57㎡

千葉商科大学 稲越校地（稲越キャンパス）敷地図

所在地（住居表示）：千葉県市川市稲越三丁目22番16号



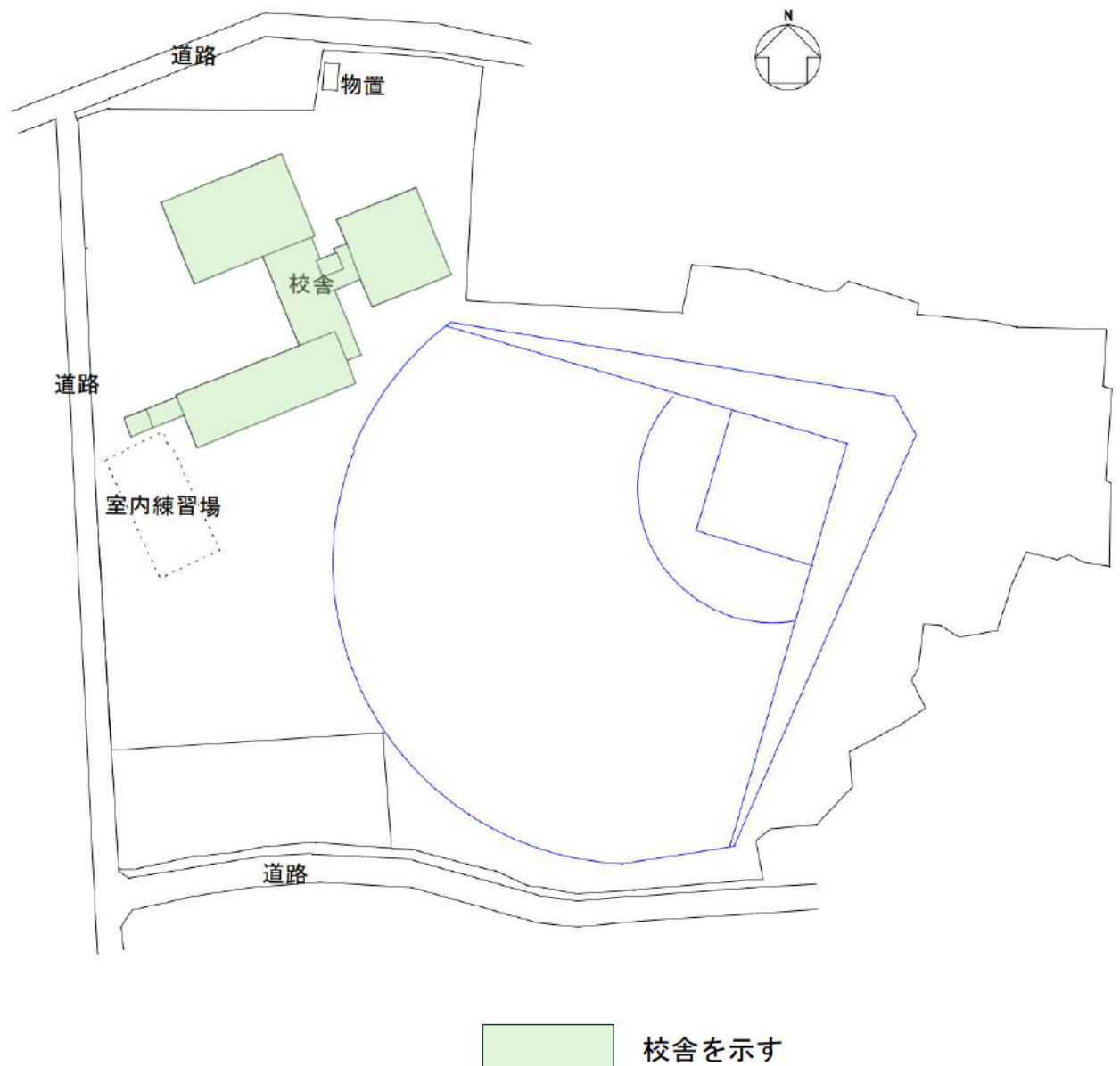
千葉商科大学 本部校地（市川キャンパス）建物配置図



校舎を示す

千葉商科大学 稲越校地（稲越キャンパス）敷地図

所在地（住居表示）：千葉県市川市稲越三丁目２２番１６号



千葉商科大学専門職大学院学則（変更案）

第1章 総 則

第1条 千葉商科大学専門職大学院（以下「専門職大学院」という。）は、千葉商科大学の使命に従い、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。具体的には、「会計・税務」と「ファイナンス」を両輪に、それらの理論を学び、実践できる力を育むとともに、高い倫理性を身につけた高度な専門職業人を育成することを目的とする。

第2条 専門職大学院は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に規定するもののほか、専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに認証評価を受けるものとする。

第3条 自己点検及び評価については、別に定める。

第4条 専門職大学院に専門職学位課程を置く。

第2章 研究科の組織、修業年限及び定員

第5条 専門職大学院に次の研究科、専攻を置く。

会計ファイナンス研究科 会計ファイナンス専攻 専門職学位課程

第6条 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。但し、第11条第3項及び第13条の規定により専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を専門職大学院において修得したものとみなされる場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したものと認められる者については、学長の承認により、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育上の必要があると認められるときは、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができる。

3 学生は、4年を超えて在学することはできない。但し、学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

第7条 研究科の収容定員は、次の通りとする。

研 究 科	専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員
会計ファイナンス研究科	会計ファイナンス専攻	82名	164名

第3章 授業科目及び履修方法等

第8条 専門職大学院は、教育上の目的を達するために必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、

自ら開設し、体系的に教育課程を編成し、授業を行うものとする。

2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の編成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

第8条の2 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設ける。

2 教育課程連携協議会については、別に定める。

第9条 専門職大学院においては、教育上特別の必要があると認める場合には、所定の授業時間帯以外の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第10条 授業科目及び単位数は、別表(1)の通りとする。

第11条 学生は、在学期間中に専攻における所定の授業科目について、40単位以上を修得しなければならない。

2 学長が承認したときは、学生は、他の研究科修士課程の授業科目を修了単位として定める単位数の2分の1を超えない範囲で履修することができ、且つ、その単位を前項の修得単位に含めることができる。

3 学長が承認したときは、学生が専門職大学院に入学する前に履修を認められた専門職大学院の授業科目について修得した単位は、修了単位として定める単位数の2分の1を超えない範囲で第11条第1項の修得単位数に含めることができる。

第12条 学長が承認したときは、学生は、研究科教授会と協議を行った他の大学院においてその授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、前条第2項及び第3項により修得した単位と合わせて修了単位として定める単位数の2分の1を超えない範囲に限り、前条第1項に定める単位数に含めることができる。

第13条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び他の大学院の科目等履修生として修得した単位は、第11条第2項及び前条により修得した単位と合わせて修了単位として定める単位数の2分の1を超えない範囲に限り、第11条第1項に定める単位数に含めることができる。

第14条 学生は、選択した授業科目の履修にあたっては、学期の始めにおいて指定の様式に従い、申請しなければならない。

第4章 課程の修了及び学位の授与

第15条 専門職学位課程の修了は、標準修業年限以上在学し、研究科所定の40単位以上を修得するものとする。

2 「修士論文」を希望する者は、前項の規定のほか、「研究指導」を履修し、必要な研究指導を受けた上で中間発表会を経て、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

第16条 修了時期は、学年の終了日とする。但し、在学期間が2年を超える者については、修了に必要な授業科目を春学期に履修し単位を修得した場合には、春学期の終了日とすることができる。

第17条 専門職学位課程を修了した者には、履修上の区分に設定するコースにより、次の学位を授与する。

履修上の区分に設定するコース	学 位
会計プロフェッションコース	会計学修士（専門職）千葉商科大学
税務プロフェッションコース ファイナンスプロフェッションコース	税務ファイナンス修士（専門職）千葉商科大学

第5章 学年、学期及び休業日

第18条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わりとする。ただし、秋学期入学者の学年は、原則として10月1日に始まり翌年9月30日に終わるものとする。なお、春学期及び秋学期の始期と終期は学長が定める学事暦による。

2 休業日は、原則として次の通りとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 創立記念祝日（5月1日）
- (3) 春季休業日
- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日

3 学長は前項の休業日について必要と認めたときは変更し、別に休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、転学、退学、除籍

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。但し、学長の承認により、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第20条 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、専門職大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 専門職大学院における個別の入学資格審査により、学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (7) 学長が(1)の者と同等以上の学力があると認めた者

第21条 入学志願者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければ

ならない。

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第23条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者がとるべき入学手続きは、千葉商科大学学則の規定を準用する。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第24条 病気その他の事情のため、引き続き2カ月以上修学することができない者は、休学を願い出て学長の許可を得て休学することができる。

なお、病気による場合は、願書に医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1学期又は1年以内とする。但し、休学の理由が消滅しない場合は、改めて休学を学長に願い出ることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学期間は、第6条の在学期間には算入しない。

第25条 休学期間が満了し、休学の理由が消滅した場合は、復学を願い出て学長の許可を得て復学することができる。

2 復学は、休学した学年とし、時期は学期の始めとする。

第26条 他研究科からの転科及び他大学の大学院から転入学を志願する者については、考査のうえ許可することがある。

2 専門職大学院の学生で、他研究科に転科、または他大学の大学院に転学しようとする者は、願い出て許可を受けなければならない。

第27条 病気その他の事由により、退学しようとする者は、その理由を付して願い出て、学長の許可を受けなければならない。但し、病気の場合には医師の診断書を添えなければならない。

第28条 専門職大学院に在学していた者が再入学を志願するときは、事情を考慮したうえで許可することがある。なお、再入学の取扱いについては、別に定める。

第29条 次の各号の1に該当する場合は、学長が除籍する。

(1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第6条第3項に定める在学年限を超えた者。但し、学長が所定の年限を超えて在学することやむを得ないと認めた者を除く。

第7章 学 費

第30条 授業料、入学金の学費は、別表(2)に定める通りとする。

2 修了年次留年手続者の学費及び学校法人千葉学園が設置する学校から入学する者の入学金は、別に定める。

3 会計ファイナンス研究科の修了者が、複数学位取得を目的として再び入学する場合、入学金は免除とする。

4 納付した学費及び入学検定料は、原則として返付しない。

第30条の2 前条に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することがある。

第31条 休学を許可された者については、休学期間中の授業料を免除する。

第8章 賞 罰

第32条 学生であって在学中人物及び成績が優秀な者に対しては表彰することがある。

第33条 本学の規則に違反し又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒については、別に定める。

第34条 削除

第9章 科目等履修生及び聴講生

第35条 特定の授業科目について、科目等履修生として履修を志願する者があるときは、当該研究科の授業及び研究に支障のない限り選考のうえ、研究科教授会の議を経て学長が許可する。

2 科目等履修生の履修登録料及び科目等履修生修学料は、別に定める。

第35条の2 特定の授業科目について、聴講生として聴講を志願する者があるときは、当該研究科の授業及び研究に支障のない限り選考のうえ、研究科教授会の議を経て学長が許可する。

2 聴講生の聴講登録料及び聴講料は、別に定める。

第36条 科目等履修生及び聴講生に関する規程は、別に定める。

2 科目等履修生及び聴講生に関して、特に定める場合のほかは千葉商科大学学則を準用する。

第37条 特定の授業科目を履修することを希望する他大学の大学院生があるときは、学長は、専門職大学院とその大学院との協議及び所定の手続きを経て特別聴講学生として履修を許可することがある。

2 特別聴講学生が選修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第10章 教員組織及び運営組織

第38条 専門職大学院の授業は、専門職大学院専任教員が担当する。但し、必要ある場合には兼任教員に授業を担当させることができる。

第39条 専門職大学院の研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会については、別に定める。

第40条 研究科教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第41条 削除

第42条 専門職大学院には、事務の処理、学生の補導、福祉等のため事務職員若干名を置く。

第11章 研究施設

第43条 学生は、その研究目的を達成するため本学付属図書館及びその他の施設を利用することができる。

第12章 補 則

第44条 専門職大学院学則に規定のない事項については、千葉商科大学大学院学則及び千葉商科大学学則を準用する。

第45条 この学則の改廃は、研究科教授会及び全学部長会の議を経て、理事会が行う。

付 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年4月1日改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年4月1日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月1日改正）

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2. 平成19年度以前入学者については、第11条、第12条、第13条、第15条及び別表(1)の修了要件は入学時の学則を適用する。

付 則（平成20年7月7日改正）

この学則は、平成20年7月7日から施行する。

付 則（平成21年4月1日改正）

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2. 平成20年度以前入学者については、第30条及び第31条の学費は入学時の学則を適用する。

付 則（平成22年4月1日改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年1月31日改正）

この学則は、平成23年1月31日から施行する。

付 則（平成23年4月1日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年4月1日改正）

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2. 平成23年度以前入学者については、第17条及び別表(1)の修了要件は入学時の学則を適用する。

付 則（平成25年4月1日改正）

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2. マルチディグリー対応入試による再入学者については、別表(1)の配当年次に関わらず上級年次配当科目の履修も可能とし、修了要件に含めることができるものとする。

付 則（平成27年4月1日改正）

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2. 平成26年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（平成28年4月1日改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日改正）

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成29年4月1日在籍者については、新学則を適用する。但し、修得済みの科目については新学則に読み替えることができるものとする。

付 則（平成30年4月1日改正）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。なお、平成30年4月1日以降入学者から適用する。

付 則（平成31年4月1日改正）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（2020年2月26日改正）

この学則は、2020年4月1日から施行する。

付 則（2021年2月24日改正）

この学則は、2021年4月1日から施行する。ただし、第24条2項の改定は2020年10月1日から遡って適用する。

付 則（2022年3月23日改正）

この学則は、2022年4月1日から施行する。

付 則（2023年3月22日改正）

この学則は、2023年4月1日から施行する。

付 則（2025年3月26日改正）

1. この学則は、2025年4月1日から施行する。
2. 2024年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（2025年6月25日改正）

この学則は、2026年4月1日から施行する。

別 表 (1) (第10条関係)

系	授 業 科 目 の 名 称	配当年次	単位数		備 考
			選択必修	選択	
会 計 系	財 務 会 計	簿記論	1・2	2	
		上級簿記Ⅰ	1・2		2
		上級簿記Ⅱ	1・2		2
		財務会計論Ⅰ	1・2	2	
		財務会計論Ⅱ	1・2	2	
		会計制度	1・2		2
		連結財務諸表	1・2	2	
		財務諸表分析	1・2	2	
		公会計論	1・2		2
		国際財務報告基準 (IFRS) Ⅰ	1・2	2	
		国際財務報告基準 (IFRS) Ⅱ	1・2	2	
		税務会計Ⅰ	1・2	2	
		税務会計Ⅱ	1・2	2	
		事例研究 (財務会計)	1・2	2	
		事例研究 (IFRS)	1・2	2	
	管 理 会 計	原価計算Ⅰ	1・2	2	
		原価計算Ⅱ	1・2	2	
		管理会計論	1・2	2	
		意思決定会計論	1・2		2
		業績評価会計論	1・2	2	
		会計情報システム論	1・2	2	
		会計と社会Ⅰ	1・2	2	
		会計と社会Ⅱ	1・2	2	
		環境会計	1・2		2
		事例研究 (管理会計)	1・2	2	
監 査 論 系		監査論Ⅰ	1・2	2	
		監査論Ⅱ	1・2	2	
		コーポレート・ガバナンス	1・2	2	
		会計職業倫理	1・2	2	
		企業倫理	1・2	2	
		IT監査論	1・2	2	
		事例研究 (会計監査)	1・2	2	
		内部統制	1・2	2	
租 税 法 系		法人税法Ⅰ	1・2	2	
		法人税法Ⅱ	1・2	2	
		所得税法Ⅰ	1・2	2	
		所得税法Ⅱ	1・2	2	
		消費税法Ⅰ	1・2	2	
		消費税法Ⅱ	1・2	2	
		相続税法Ⅰ	1・2	2	
		相続税法Ⅱ	1・2	2	
		租税法総論	1・2	2	
		国際租税Ⅰ	1・2	2	
		国際租税Ⅱ	1・2	2	
		国税徴収法	1・2	2	
		資産課税	1・2	2	
		判例研究Ⅰ (租税法)	1・2	2	
		判例研究Ⅱ (租税法)	1・2	2	
		国税通則法	1・2	2	

企業法系	民法Ⅰ	1・2	2		
	民法Ⅱ	1・2	2		
	金融商品取引法	1・2	2		
	商法・会社法Ⅰ	1・2	2		
	商法・会社法Ⅱ	1・2	2		
	商法・会社法Ⅲ	1・2	2		
	商法・会社法Ⅳ	1・2	2		
	会社法概論	1・2	2		
経営・ファイナンス系	不動産運用設計論	1・2	2		
	不動産関連法規	1・2	2		
	社会保険・企業福祉	1・2	2		
	生命保険コンサルティング	1・2	2		
	損害保険コンサルティング	1・2	2		
	相続対策実務	1・2	2		
	ファイナンス基礎	1・2	2		
	応用ファイナンス	1・2	2		
	証券市場論	1・2	2		
	C F P実務演習Ⅰ	1・2	2		
	C F P実務演習Ⅱ	1・2	2		
	基礎経済学	1・2	2		
	応用経済学	1・2	2		
	統計学	1・2	2		
	経営学	1・2	2		
	経営戦略論	1・2	2		
	基礎F P & A	1・2	2		
	応用F P & A	1・2	2		
	企業評価分析	1・2	2		
科関連	インターンシップ	1・2		1	
	会計インターンシップ	1・2		1	
	特別講義	1・2		2	
研究指導	研究指導Ⅰ	1		2	
	研究指導Ⅱ	1		2	
	研究指導Ⅲ	1・2		2	
	研究指導Ⅳ	1・2		2	
演習	演習Ⅰ（会計）	1		2	
	演習Ⅱ（会計）	1		2	

【修了要件】

教育目的を効果的に達成するため、履修区分上に設置するコースとして、会計プロフェッションコース、税務プロフェッションコース及びファイナンスプロフェッションコースを設ける。

本研究科を修了するには標準修業年限以上在学し、次の要件を満たした上で40単位以上の単位を修得するものとする。

1. 会計プロフェッションコース

- (1) 会計系・財務会計の選択必修・選択科目から5科目10単位以上
- (2) 会計系・管理会計の選択必修・選択科目から3科目6単位以上
- (3) 監査論系の選択必修・選択科目から「会計職業倫理」「企業倫理」「コーポレート・ガバナンス」のいずれか1科目を含む3科目6単位以上
- (4) 租税法系の選択必修・選択科目から1科目2単位以上
- (5) 企業法系の選択必修科目から1科目2単位以上
- (6) 経営・ファイナンス系及び関連科目の選択必修科目から、1科目2単位以上
- (7) 修士論文の作成を希望する者は、研究指導Ⅰ～Ⅳの4科目8単位を履修すること。また、中間発表会を経て、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。）
- (8) 修士論文の作成を希望しない者は、演習Ⅰ、演習Ⅱの2科目4単位を履修すること。

2. 税務プロフェッションコース

- (1) 会計系・財務会計の選択必修科目（事例研究を除く）から1科目2単位以上
- (2) 会計系・管理会計の選択必修科目（事例研究を除く）から1科目2単位以上
- (3) 監査論系の選択必修科目（事例研究を除く）から「会計職業倫理」「企業倫理」「コーポレート・ガバナンス」のいずれか1科目を含む1科目2単位以上
- (4) 租税法系の選択必修科目から9科目18単位以上
- (5) 企業法系の選択必修科目から1科目2単位以上
- (6) 経営・ファイナンス系及び関連科目の選択必修科目のいずれかから1科目2単位以上
- (7) 修士論文の作成を希望する者は、研究指導Ⅰ～Ⅳの4科目8単位を履修すること。また、中間発表会を経て、修士論文の審査及び最終試験に合格すること
- (8) 修士論文を作成しない者は、上記(7)に関わらず、監査論系及び企業法系の選択必修科目から上記(3)、(5)で選択した科目以外の科目を2科目4単位以上修得すること

3. ファイナンスプロフェッションコース

- (1) 会計系・財務会計の選択必修科目（事例研究を除く）から1科目2単位以上
- (2) 会計系・管理会計の選択必修科目（事例研究を除く）から1科目2単位以上
- (3) 監査論系の選択必修科目（事例研究を除く）から「会計職業倫理」「企業倫理」「コーポレート・ガバナンス」のいずれか1科目を含む1科目2単位以上
- (4) 租税法系の選択必修科目（判例研究を除く）から1科目2単位以上
- (5) 企業法系の選択必修科目（判例研究を除く）から1科目2単位以上
- (6) 経営・ファイナンス系及び関連科目の選択必修科目から8科目16単位以上

別 表 (2) (第30条関係)

2026年度以降入学者

費 目	金 額 (円)	備 考
授 業 料	1,280,000	年 額
入 学 金	260,000	入学時のみ

2020年度以降入学者

費 目	金 額 (円)	備 考
授 業 料	1,180,000	年 額
入 学 金	400,000	入学時のみ

平成21年度以降入学者
削除

学則の変更事項を記載した書類

千葉商科大学は、令和8年 4 月に、専門職学位課程会計ファイナンス研究科の入学定員 70 名を 82 名に、収容定員を 164 名に変更する。

この収容定員の変更に伴い、大学院学則を次の通り変更する。

なお、変更部分の新旧の比較対照表は、別紙の通りとする。

1. 収容定員

千葉商科大学専門職大学院学則第7条について、次の通り変更する。

会計ファイナンス研究科会計ファイナンス専攻について、入学定員を 70 名から82名に変更し、収容定員を 140 名から164名に変更する。

2. 付則

収容定員変更年月日を改正、施行日として付則に定める。

3. 納入金

千葉商科大学専門職大学院学則別表(2)(第 30 条関係)について、次の通り変更する。

会計ファイナンス研究科会計ファイナンス専攻について、2026 年度以降入学者の入学金を、400,000 円から 260,000 円に変更し、授業料を1,180, 000円から、1,280, 000 円に変更する。

4. 備考

特になし

千葉商科大学専門職大学院学則の変更部分の新旧対照表

新学則				旧学則			
略				略			
第7条 研究科の収容定員は、次の通りとする。				第7条 研究科の収容定員は、次の通りとする。			
研 究 科	専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員	研 究 科	専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員
会計ファイナンス研究科	会計ファイナンス専攻	82名	164名	会計ファイナンス研究科	会計ファイナンス専攻	70名	140名
略				略			
付 則				付 則			
この学則は、平成17年4月1日から施行する。				この学則は、平成17年4月1日から施行する。			
略				略			
付 則（2025年3月26日改正）				付 則（2025年3月26日改正）			
1. この学則は、2025年4月1日から施行する。				1. この学則は、2025年4月1日から施行する。			
2. 2024年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。				2. 2024年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。			
<u>付 則（2025年6月25日改正）</u>				<u>付 則（2025年6月25日改正）</u>			
<u>この学則は、2026年4月1日から施行する。</u>				<u>この学則は、2026年4月1日から施行する。</u>			
別表（2）（第30条関係）				別表（2）（第30条関係）			
2026年度以降入学者				2020年度以降入学者			
費 目	金 額（円）	備 考		費 目	金 額（円）	備 考	
授 業 料	1,280,000	年 額		授 業 料	1,180,000	年 額	
入 学 金	260,000	入学時のみ		入 学 金	400,000	入学時のみ	
2020年度以降入学者				平成21年度以降入学者			
費 目	金 額（円）	備 考		費 目	金 額（円）	備 考	
授 業 料	1,180,000	年 額		授 業 料	1,000,000	年 額	
入 学 金	400,000	入学時のみ		入 学 金	400,000	入学時のみ	
平成21年度以降入学者				削 除			

千葉商科大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は広く商業、経済、政策等に関する諸科学の総合的研究及び学理の応用のため専門の学芸を教授するとともに、これらの成果を広く社会に提供し社会の発展に寄与することを目的とし、高き人格識見と教養とを備え、特に経済界を始め、地域社会の発展に資する人材を育成し、もって社会の進運に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

4 その他、自己点検及び評価については、別に定める。

(大学名)

第2条 本学は千葉商科大学と称する。

第2章 学部及び学科等の組織

(基盤教育機構・学部及び学科)

第3条 本学に基盤教育機構及び次の学部学科を置く。

基盤教育機構

商経学部 商学科 経営学科

総合政策学部 経済学科 政策情報学科

サービス創造学部 サービス創造学科

人間社会学部 人間社会学科

2 基盤教育機構は、全学部共通カリキュラムを通じて、本学の学生として高き人格識見と教養とを備えた人材を育成することを教育目的とする。

3 商経学部は、社会人として生きていくために必要な知識、技能、問題発見と分析・解決能力に加え、ビジネス・経済・社会に関する幅広い専門知識を身につけ、社会の発展に主体的・組織的に貢献する人材を育成することを教育目的とする。

(1) 商学科は会計、マーケティング、ファイナンスを中心とする商学を基礎としつつ、経営学、経済学、法学、心理学や情報技術などの学際的な知識を備えた人材を育成することを教育目的とする。

(2) 削除

(3) 経営学科は経営学を基礎としつつ、商学、経済学、法学、心理学や情報技術などの学際的な知識を備えた人材を育成することを教育目的とする。

4 総合政策学部は、従来の学問の枠を超えた総合的・多元的な学習により社会の多様な課題の情

報を収集し、考察するとともに、具体的な解決策を導く力を持つ人材を育成することを教育目的とする。

(1) 経済学科は、経済学を中心として社会科学に関する深い理解を持ち、これを用いて社会の多様な課題について発見・考察し、具体的な解決策を導く力を備えた人材を育成することを教育目的とする。

(2) 政策情報学科は、法学、行政学、公共政策、経済学、社会学の諸分野を横断的に理解し、各分野の専門家たちとも協力しながら、社会の多様な課題について発見・考察し、具体的な解決策を導く力を備えた人材を育成することを教育目的とする。

5 サービス創造学部サービス創造学科は、新たなサービスを創造することを通じて価値や効用を生み出し、個人や組織、社会を豊かにする人材を育成することを教育目的とする。

6 人間社会学部人間社会学科は、複雑化・多様化しサステナビリティが求められる現代社会の構造と動態を理解し、人・社会・自然のウェルビーイングを構想・実現していく能力を持つ人材を育成することを教育目的とする。

7 削除

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は別に定める。

第3章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第4条 本学において教授する授業科目は、別表(1)(3)(4)(5)(6)(8)の通り定める。

2 前項の授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目の4種とする。

3 授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第5条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、各学部のゼミナール科目群の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(卒業の要件)

第6条 学生は、第18条第1項に定める在学期間に、別表(1)(3)(4)(5)(6)に定める単位数のうち、別表(1)のCUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群から30単位以上、別表(3)(4)(5)(6)の専門科目群から52単位以上、ゼミナール科目群から12単位、その他、CUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群、専門科目群、他学科科目群を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

(履修規程)

第6条の2 履修規程は、別に定める。

第7条 削除

(ゼミナール科目群)

第8条 ゼミナール科目群については履修規程に定める。

(特別講義)

第9条 学長が教育上有益と認めた場合は、特別講義として授業科目を開設することができる。

2 特別講義として開設した授業科目の修得単位は、第6条に規定する単位に加えることができる。

第9条の2 削除

第4章 試験、卒業及び学位の授与

(試験)

第10条 第4条に定めた授業科目については単位を認定するために試験を行う。

2 削除

3 削除

第11条 前条にかかわらず、第4条に定めた授業科目について、担当教員の判定をもって試験に代えることがある。

第12条 試験は、当該学期に開講した授業科目については担当教員がこれを行う。但し、担当教員に故障のあるときは、学長の承認により他の教員が代ってこれを行う。

(成績評価)

第13条 各授業科目の成績評価基準及び表記法については、別に定める。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(大学以外の教育施設等における学修)

第14条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長の承認により、単位を与える。

2 前項により与えることができる単位数は、第15条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 本学は、教育上有益と認めるときは、学長の承認により、他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第14条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長の承認により単位を与える。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第15条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（留学）

第16条 第15条第1項に該当しない外国の大学又は短期大学に留学を希望する者は、保証人連署で学長に願い出て許可を得なければならない。

- 2 学長が教育上有益と認め、留学を許可した者の取り扱いについては、第15条第2項の規定を準用する。

- 3 前条第1項及び本条第1項により、留学し学修することを認められた者については、休学者とみなさない。

第17条 削除

（学位）

第18条 本学に4年（第23条第1項により入学した者については2年又は3年。）以上在学し、第6条に定める単位を修得した者は卒業とし、学士の学位を次の通り授与する。

学 部	学 科	学 位
商経学部	商学科	学士（商学）
	経営学科	学士（経営学）
総合政策学部	経済学科	学士（経済学）
	政策情報学科	学士（政策情報学）
サービス創造学部	サービス創造学科	学士（経営学）
人間社会学部	人間社会学科	学士（人間社会学）

- 2 前項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本学に3年以上在学したものが、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は、卒業を認めることができる。

（卒業）

第18条の2 卒業の時期は、学年の終了日とする。但し、第20条第2項により10月に入学した者及び在学期間が4年を超える者については、卒業に必要な授業科目を春学期に履修して単位を修得した場合には、春学期の終了日とすることができる。

（教育職員免許状）

第19条 本学において、教育職員免許状授与の所要資格が得られる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の通りとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
商経学部	商学科	高等学校教諭 一種免許状	商 業 情 報
	経営学科	高等学校教諭 一種免許状	商 業

2 前項の教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、第6条に定める単位を修得したほかに、教育職員免許法及び同法施行規則の定めるところに従い、別表(8)の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第5章 入学、休学、転学、退学、除籍

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、帰国生徒選抜等による入学者の入学時期は、各学期の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第22条 前条の各号の一に、第20条に定める入学の前日までに該当する見込みの者は、当該学校長等の証明を得て入学を願ひ出ることができる。ただし、該当要件を満たせなかったときは、入学に関する手続きはすべて効力を失う。

(編入学)

第23条 編入学とは、大学以外の種類の学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中年次から履修すべく本学に入学することをいう。ただし、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学した者が、教育課程の一部を省いて途中年次から履修すべく本学に入学する場合も編入学とする。

2 本学に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
- (4) 大学に1年以上在学し、30単位以上を修得した者
- (5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (6) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 高等学校、中等教育学校後期課程および特別支援学校高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

3 前項の各号の一に、第20条に定める入学の前日までに該当する見込みの者は、編入学を願い出ることができる。ただし、該当要件を満たせなかったときは、編入学に関する手続きはすべて効力を失う。

4 編入学の年次は、2年次又は3年次とする。

5 本学に在学していた者が再入学を志願する場合は、学長は相当年次に入学を許可することがある。なお、再入学の取扱いについては、別に定める。

第23条の2 削除

（転部・転学科）

第24条 転部・転学科を志望する者については、願い出により、学長はこれを許可することがある。なお、転部・転学科の取扱いについては、別に定める。

（入学志願手続）

第25条 入学志願者は、入学願書に別に定める入学検定料及び書類を添えて願い出なければならない。

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続）

第26条 前条第2項の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の入学手続方法により指定の期日までに保証人連署の本学所定の誓書及び住民票記載事項証明書その他の書類を提出するとともに、入学金及び入学年次の1期分の学費を納付しなければならない。但し、第23条第3項により再入学合格通知を受けた者は、入学金の納付は免除する。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第26条の2 合格者に対する入学手続方法については、別に定める。

第27条 保証人は独立の生計を営む成年者で父母、後見人その他の親族であって学生在学中に関する一切の事項につきその責務を履行し得るものでなければならない。

2 前項の保証人を得難いときは、千葉県付近の地に住所を有し、学生の在学中に関する一切の事項につきその責務を履行し得るものと本学が認めた者を保証人とすることができる。

第28条 保証人が死亡若しくは前条の資格を失ったとき又は不適当と認められたときは、新たに保証人を定め、直ちに在学誓書を提出しなければならない。

第29条 保証人が改姓、改名、転籍若しくは転居したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

（授業の欠席）

第30条 疾病その他やむを得ない理由により1週間以上欠席する者は、その理由を付して遅滞なく届け出なければならない。

なお、理由が疾病である場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第31条 疾病その他やむを得ない理由により2カ月以上修学することができない者は、保証人連署で休学を願い出て学長の許可を得て休学することができる。

なお、理由が疾病である場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は、1学期又は1年以内とする。但し、休学の理由が消滅しない場合は、保証人連署で改めて休学を学長に願い出ることができる。

2 休学期間は、継続して2年、通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は、第37条の在学期間には算入しない。

(復学)

第33条 休学期間が満了し、休学の理由が消滅した場合は、保証人連署で復学を願い出て学長の許可を得て復学することができる。

2 復学は、休学した学年とし、時期は学期の始めとする。

(改姓、改名、転籍等)

第34条 学生が改姓、改名、転籍若しくは転居したときは、その旨を直ちに届け出なければならない。但し、改姓、改名、転籍には住民票記載事項証明書を添えなければならない。

(他大学への転学)

第35条 他の大学に転学しようとする者は、学長に転学を願い出て許可を受けなければならない。

(修業年限)

第36条 学部の修業年限は4年(第23条第1項により入学した者については2年又は3年。)とする。

(在学年限)

第37条 学生は8年(第23条第4項に定める2年次に入学した者は6年、3年次に入学した者は4年。)を超えて在学することはできない。但し、学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 削除

第38条 削除

2 削除

(退学)

第39条 退学しようとする者は、その理由を付して保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

なお、理由が疾病である場合は医師の診断書を添えるものとする。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第37条に定める在学年限を超えた者。但し、学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた者は除く。
- (3) 第32条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 当該年度の入学許可者のうち、入学意思のない者
(規程の遵守)

第41条 学生は、学則はもちろん本学の定める諸規程を遵守しなければならない。

2 諸規程は別に定める。

(表彰)

第42条 学生であって在学中、学業成績優秀で他の学生の模範となる者に対しては表彰することがある。

(懲戒)

第43条 本学の規則に違反し又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒については、別に定める。

第6章 学費

(学費等)

第44条 授業料、学園整備費、教育充実費及び入学金の学費は、別表(9)の定める通りとする。

2 第4年次留年手続者の学費及び学校法人千葉学園が設置する学校から入学する者の入学金は、別に定める。

第44条の2 前条に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することがある。

第45条 前条に定める授業料、学園整備費及び教育充実費は、原則として毎年2期に分けて本学所定の期間内に納付しなければならない。

2 授業料及び学園整備費等の納付について前項の方法によらない者の扱いについては、別に定める。

第46条 納付した入学検定料及び授業料その他の納付金は、原則として返付しない。

(退学の場合の学費)

第47条 学生が退学し又は退学を命ぜられたときは、その納付期の授業料その他の納付金はこれを徴収する。

(休学の場合の学費)

第48条 休学を許可された者については、休学期間中の月割の授業料及び学園整備費等を徴収しない。但し、休学期間中に休学の理由が消滅し復学した者は、当該学期の授業料及び学園整備費等を指定期日内に納付しなければならない。

(授業料の減免)

第49条 授業料等については、学長の認定等により減免する場合がある。

2 前項の授業料の減免等の扱いについては、別に定める。

第50条 削除

第7章 職員組織

(職員組織)

第51条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長 1名
- (2) 基盤教育機構長 1名
- (3) 学部長 各1名
- (4) 教授、准教授、専任講師及び助教
- (5) 事務職員

2 本学に前項のほか、副学長及び必要な職員を置くことができる。

第52条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 基盤教育機構長は基盤教育機構に関する校務をつかさどる。

4 学部長は学部に関する校務をつかさどる。

5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9 事務職員は上司の命を受け事務に従事する。

第53条 学長は必要ある場合には非常勤講師を委嘱することができる。

第8章 教授会

(教授会)

第54条 本学に教授会を置く。

2 本学における教授会は次の通りとする。

- (1) 基盤教育機構教授会
- (2) 学部教授会
- (3) 全学教授会

3 教授会については、別に定める。

第55条 削除

第56条 削除

第57条 削除

第9章 収容定員

(収容定員等)

第58条 本学の収容定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
商経学部	商学科	4 5 0 名	1, 8 0 0 名
	経営学科	2 0 0 名	8 0 0 名
	計	6 5 0 名	2, 6 0 0 名
総合政策学部	経済学科	1 5 0 名	6 0 0 名
	政策情報学科	1 5 0 名	6 0 0 名
	計	3 0 0 名	1, 2 0 0 名
サービス創造学部	サービス創造学科	2 3 0 名	9 2 0 名
人間社会学部	人間社会学科	2 3 0 名	9 2 0 名
合 計		1, 4 1 0 名	5, 6 4 0 名

第10章 研究生及び特別聴講学生等

(研究生等)

第59条 特定の事項について、本学専任教員の指導の下に研究を志望する者があるときは、学長が研究生として許可することがある。

2 官庁又は公共団体等の委託により本学専任教員の指導の下に特定の事項につき研究を志望する者があるときは、学長が委託生として許可することがある。

(特別聴講学生等)

第60条 本学において教育上有益と認めるときは、国内外の他の大学又は短期大学との協議により、他の大学等の学生を特別聴講学生又は受託留学生として、本学の授業科目の一部について履修を許可することができる。

2 特別聴講学生又は受託留学生として履修した科目について試験を受け合格した場合は、所定の単位を与える。

(科目等履修生)

第61条 本学の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、選考のうえ在学生の学修に妨げのない限り科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

(聴講生)

第62条 本学の特定の授業科目につき聴講を希望する者があるときは、選考のうえ聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に対しては、試験を行わない。但し、本人の志望により聴講した授業科目につき試験を受けることができる。また、本人の志望により選考のうえ聴講証明書を授与する。

(登録料、修学料)

第63条 研究生、委託生、科目等履修生及び聴講生（以下、「研究生等」という。）の履修又は聴講の登録料及び修学料等は、別に定める。

2 研究生等に関する規定は別に定める。

第63条の2 特別聴講学生及び受託留学生の修学料は、別に定める。

第11章 図書館、総合研究センター

(図書館及び総合研究センター)

第64条 本学に教職員並びに学生の研究に資するため図書館及び総合研究センターを置く。

2 削除

3 削除

第65条 図書館及び総合研究センターに関する規程は別に定める。

2 削除

3 削除

第12章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第66条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は春学期と秋学期の2学期に分け、期間については、当該年度の学事暦において定める。

3 前項に定める各学期を前半および後半に分けることができるものとする。

第66条の2 第20条第2項により10月に入学した者の学年は、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2 学年は、秋学期と春学期の2学期に分け、期間については、当該年度の学事暦において定める。

3 前項に定める各学期を前半および後半に分けることができるものとする。

(休業日)

第67条 休業日は次の通りとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念祝日（5月1日）

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

第68条 学長は前条の休業日について必要と認めたときは変更し、別に休業日を定めることができる。

第13章 厚生保健施設

(健康診断)

第69条 職員及び学生の保健のため毎年1回健康診断を行う。

(校医)

第70条 本学に校医を置くとともに健康サポートセンターを設置し、職員及び学生の衛生保健に関する相談並びに治療に当たることとする。

第14章 公開講座

(公開講座)

第71条 社会人の教養を高め文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 その他

(規程の改廃)

第72条 この学則の改廃は、全学部長会及び全学教授会の議を経て、理事会が行う。

付 則

この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

付 則 (昭和30年4月1日改正)

この学則は、昭和30年4月1日から施行する。

付 則 (昭和37年4月1日改正)

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則 (昭和37年11月21日改正)

この学則は、昭和37年11月21日から施行する。

付 則 (昭和39年4月1日改正)

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則 (昭和40年4月1日改正)

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則 (昭和41年4月1日改正)

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則 (昭和42年4月1日改正)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

付 則 (昭和43年4月1日改正)

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則 (昭和43年10月23日改正)

この学則は、昭和43年10月23日から施行する。

付 則 (昭和45年4月1日改正)

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則 (昭和46年4月1日改正)

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則 (昭和49年1月1日改正)

この学則は、昭和49年1月1日から施行する。

付 則 (昭和50年4月1日改正)

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則 (昭和50年7月1日改正)

この学則は、昭和50年7月1日から施行する。

付 則 (昭和51年4月1日改正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則 (昭和52年4月1日改正)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則（昭和53年4月1日改正）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和54年4月1日改正）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年4月1日改正）

1. この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
2. 昭和55年度から昭和57年度において、商経学部各学科の総定員は、第52条の規定にかかわらず次の通りとする。

年 度	商 学 科	経済学科	経営学科	計
昭和55年度	1,300名	1,300名	1,300名	3,900名
昭和56年度	1,400名	1,400名	1,400名	4,200名
昭和57年度	1,500名	1,500名	1,500名	4,500名

付 則（昭和56年4月1日改正）

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年4月1日改正）

1. この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
2. 昭和56年度以前に入学した者については、第4条及び第6条は改正前の学則を適用する。

付 則（昭和58年4月1日改正）

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（昭和59年4月1日改正）

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（昭和60年4月1日改正）

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年4月1日改正）

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年4月1日改正）

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

但し、第56条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和70年度までの間の入学定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員
商経学部	商 学 科	450名
	経済学科	450名
	経営学科	450名
	計	1,350名

付 則（昭和63年4月1日改正）

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（平成元年4月1日改正）

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成 2 年 4 月 1 日改正）

1. この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成元年度以前に入学した者については、別表(1)及び別表(2)は改正前の学則別表(1)及び別表(2)を適用する。

付 則（平成 3 年 4 月 1 日改正）

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年10月 1 日改正）

この学則は、平成 3 年10月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 2 月 1 日改正）

この学則は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 4 月 1 日改正）

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 5 年 4 月 1 日改正）

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 6 年 4 月 1 日改正）

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 7 年 4 月 1 日改正）

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 4 月 1 日改正）

1. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第57条の規定にかかわらず、平成 8 年度から平成11年度までの間の入学定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員
商経学部	商 学 科	450名
	経済学科	450名
	経営学科	450名
	計	1,350名

3. 平成 7 年度以前に入学した者については、第 6 条及び別表(1)は改正前の学則を適用することとし、平成 8 年度以後に履修する授業科目の扱いについては、この学則を準用する。

付 則（平成 9 年 4 月 1 日改正）

1. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 8 年度以前入学者については、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に規定する事項は、入学時の学則を適用する。但し、平成 7 年度以前入学者が履修する授業科目の扱いは、平成 8 年 4 月 1 日改正の学則を準用する。

付 則（平成10年 4 月 1 日改正）

1. この学則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。但し、別表(1)に定める「海外英語研修Ⅰ、Ⅱ」及び 3 学科共通の専攻科学科目については、平成 9 年度入学者にも準用する。
2. 平成 8 年度入学者については、第 4 条に規定する事項は、入学時の学則を適用するが、別表(1)に定める自然言語における自由科目の配当科目については、平成 9 年度入学者適用の学則

を準用する。

付 則（平成11年4月1日改正）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年4月1日改正）

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2. 平成11年度以前に入学した者については、第19条並びに別表(1)及び別表(2)は改正前の学則を適用する。
3. 第58条の規定にかかわらず、商経学部各学科における平成12年度から平成15年度までの間の入学定員は、次の通りとする。

学 科	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
商 学 科	420名	415名	410名	405名
経済学科	420名	415名	410名	405名
経営学科	420名	415名	410名	405名
計	1,260名	1,245名	1,230名	1,215名

付 則（平成13年4月1日改正）

1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。
2. 政策情報学部政策情報学科平成12年度入学者については、教育職員免許法別表第1の備考5のロにより高等学校「情報」の教育職員免許状授与の所要資格を得るに必要な単位の修得を認めるものとする。

付 則（平成14年4月1日改正）

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。
2. 平成13年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。

付 則（平成15年4月1日改正）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年4月1日改正）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年4月1日改正）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年4月1日改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年4月1日改正）

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. 平成18年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。

付 則（平成20年4月1日改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日改正）

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
2. 平成20年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。
3. 第58条の規定にかかわらず、商経学部各学科における平成21年度から24年度までの間

の収容定員は、次の通りとする。

学 科	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
商 学 科	1,620名	1,640名	1,660名	1,680名
経済学科	1,500名	1,400名	1,300名	1,200名
経営学科	1,480名	1,360名	1,240名	1,120名
合 計	4,600名	4,400名	4,200名	4,000名

付 則（平成22年4月1日改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年4月1日改正）

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成23年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。

付 則（平成25年4月1日改正）

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成24年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。但し、平成24年度以前の入学者に対して教授会が必要と判断する場合は、教授会が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（平成26年4月1日改正）

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 平成25年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。但し、平成25年度以前の入学者に対して教授会が必要と判断する場合は、教授会が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。
3. 第58条の規定にかかわらず、商経学部各学科における平成26年度から29年度までの間の収容定員は、次の通りとする。

学 科	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
商 学 科	1,680名	1,680名	1,680名	1,680名
経済学科	1,100名	1,000名	900名	800名
経営学科	1,020名	920名	820名	720名
合 計	3,800名	3,600名	3,400名	3,200名

付 則（平成27年4月1日改正）

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2. 平成26年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。
3. 第58条の規定にかかわらず、政策情報学部政策情報学科における平成27年度から平成29年度までの間の収容定員は、次の通りとする。

学 部・学 科	平成27年度	平成28年度	平成29年度
政策情報学部 政策情報学科	785名	690名	615名

付 則（平成28年4月1日改正）

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2. 第44条及び別表(7)に規定する留学関連費(国際教養学部のみ)は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成29年4月1日改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年4月1日改正）

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 平成29年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。
3. 第58条の規定にかかわらず、商経学部各学科における平成30年度から平成33年度までの間の収容定員及び政策情報学部政策情報学科の平成30年度から平成31年度までの収容定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
商経学部	商 学 科	1,690 名	1,700 名	1,710 名	1,720 名
	経済学科	800 名	800 名	800 名	800 名
	経営学科	720 名	720 名	720 名	720 名
	計	3,210 名	3,220 名	3,230 名	3,240 名

学 部・学 科	平成30年度	平成31年度
政策情報学部 政策情報学科	520名	500名

付 則（2019年4月1日改正）

1. この学則は、2019年4月1日から施行する。
2. 2018年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（2020年4月1日改正）

1. この学則は、2020年4月1日から施行する。
2. 2019年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。
3. 第44条及び別表(9)に規定する留学・研修費(国際教養学部のみ)は、2020年4月1日から適用

する。

付 則（2021年4月1日改正）

1. この学則は、2021年4月1日から施行する。
2. 第32条に規定する休学期間の手続は、2020年10月1日に遡って適用する。

付 則（2022年3月23日改正）

1. この学則は、2022年4月1日から施行する。

付 則（2023年3月22日改正）

1. この学則は、2023年4月1日から施行する。
2. 第64条及び第65条に規定する総合研究センターは、2023年3月1日に遡って適用する。

付 則（2024年2月21日改正）

この学則は、2024年4月1日から施行する。

付 則（2024年3月21日改正）

1. この学則は、2025年4月1日から施行する。
2. 第3条の規定にかかわらず、2024年度以前に入学した者の学部学科及び人材育成の目的について在籍者が卒業するまでは次の通りとする。

基盤教育機構

商経学部 商学科 経済学科 経営学科

政策情報学部 政策情報学科

サービス創造学部 サービス創造学科

人間社会学部 人間社会学科

国際教養学部 国際教養学科

学部等	人材育成の目的
基盤教育機構	基盤教育機構は、全学部共通カリキュラムを通じて、本学の学生として高い人格識見と教養とを備えた人材を育成することを教育目的とする。
商経学部	商経学部は、三言語（自然言語＝外国語、人工言語＝コンピュータ、会計言語＝簿記・会計）の修得を基礎に、商学、経済学、経営学を学び、実業界などで活躍する人材を育成する。特定の専門にかたよらず、広い視野をもった基礎的専門知識を有し、豊かな人間性と道徳性、一般教養を備え、社会で有意な活動を行うことのできる人材を養成することを教育目的とする。 （1）商学科は商品流通、貨幣流通、会計に関する知識を備えた人材を養成することを教育目的とする。 （2）経済学科は経済の仕組み、市場経済の法則を理解できる人材を養成することを教育目的とする。 （3）経営学科は企業組織と経営の在り方を学び、資本・人材・技術力の活用と運営ができる人材を養成することを教育目的とする。
政策情報学部	政策情報学部政策情報学科は、従来の学問の枠を超えた総合的・多元的な学習により時代の流れを読み取り、情報技術を活用した問題発見とその解決を目指す実践的な知識と手法を身につけた人材の養成を教育目的とする。
サービス創造学部	サービス創造学部サービス創造学科は、3つの学び（「学問から学ぶ」「企業から学ぶ」「活動から学ぶ」）を教育の柱として、サービスを多面的・複合的に教育することを通じ、進展するサービス化社会に対応した多様なサービ

	スを創造する人材を育成することを教育目的とする。
人間社会学部	人間社会学部人間社会学科は、社会学・社会福祉学、経済学・商学に関する学びと実践的な経験を活かして少子化、高齢化、人口の減少、コミュニティの衰退、グローバル化の進展など社会の変化や課題に対応し、人にやさしい社会を、ビジネスを通じてつくりだせる人材を育成することを教育目的とする。
国際教養学部	国際教養学部国際教養学科は、グローバル化が進展する国際社会の現場で、法学や政治学・経済学を基礎とした幅広い教養と、留学などの国際的な経験を統合して、自ら発信できる能力を有する即戦力を培い、真のグローバル人材を育成することを教育目的とする。

3. 第4条及び第6条の規定にかかわらず、2024年度以前に入学した者の、授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

4. 第18条の規定にかかわらず、2024年度以前に入学した者の、商経学部経済学科、政策情報学部政策情報学科、国際教養学部国際教養学科の学位について、在籍者が卒業するまでは次の通りとする。

学部	学科	学位
商経学部	経済学科	学士（経済学）
政策情報学部	政策情報学科	学士（政策情報学）
国際教養学部	国際教養学科	学士（国際教養学）

5. 第58条の規定にかかわらず、2025年度から2027年度までの収容定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	2025年度	2026年度	2027年度
商経学部	商 学 科	1,740 名	1,760 名	1,780 名
	経済学科	600 名	400 名	200 名
	経営学科	740 名	760 名	780 名
	計	3,080 名	2,920 名	2,760 名
総合政策学部	経済学科	150 名	300 名	450 名
	政策情報学科	150 名	300 名	450 名
	計	300 名	600 名	900 名
政策情報学部	政策情報学科	375 名	250 名	125 名
サービス創造学部	サービス創造学科	830 名	860 名	890 名
人間社会学部	人間社会学科	830 名	860 名	890 名
国際教養学部	国際教養学科	225 名	150 名	75 名

付 則（2025年3月26日改正）

この学則は、2025年4月1日から施行する。

別表（1）　＜基盤教育機構　学則別表＞

学部等	科目区分		授業科目の名称	単位数				配当年次				備考
				必修	選択必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	
CUC 基盤教育科目群	共通教養科目	CUC ベーシック	自分未来ゼミ	2				2	2	2	2	6単位を修得するものとする。
			実学入門Ⅰ	2				2	2	2	2	
			実学入門Ⅱ	2				2	2	2	2	
		人文科学	哲学入門		2			2	2	2	2	2単位以上を修得するものとする。
			倫理学入門		2			2	2	2	2	
			社会史入門		2			2	2	2	2	
			経済思想史入門		2			2	2	2	2	
			心理学入門		2			2	2	2	2	
			応用心理学入門		2			2	2	2	2	
			歴史学入門		2			2	2	2	2	
			人文地理学入門		2			2	2	2	2	
			文学研究入門		2			2	2	2	2	
			芸術理論研究入門		2			2	2	2	2	
			比較文化論		2			2	2	2	2	
			表象文化論		2			2	2	2	2	
			演劇・身体表現論		2			2	2	2	2	
			社会ネットワーク論		2			2	2	2	2	
		社会科学	法学入門（公法）		2			2	2	2	2	2単位以上を修得するものとする。
			法学入門（私法）		2			2	2	2	2	
			日本国憲法		2			2	2	2	2	
			政治学入門		2			2	2	2	2	
			国際政治学入門		2			2	2	2	2	
			途上国貧困研究入門		2			2	2	2	2	
			社会思想史入門		2			2	2	2	2	
			現代思想入門		2			2	2	2	2	
			経済成長と社会問題		2			2	2	2	2	
			ジャーナリズム論		2			2	2	2	2	
			教育学入門		2			2	2	2	2	
			民俗学入門		2			2	2	2	2	
			社会学入門		2			2	2	2	2	
		経済学入門		2			2	2	2	2		
		自然科学	生物学入門		2			2	2	2	2	2単位以上を修得するものとする。
			地学入門		2			2	2	2	2	
			自然地理学入門		2			2	2	2	2	
			宇宙科学入門		2			2	2	2	2	
			化学と社会		2			2	2	2	2	
			物理学と社会		2			2	2	2	2	
			情報化社会のための数学入門		2			2	2	2	2	
			データサイエンス入門		2			2	2	2	2	
			データ活用の統計学		2			2	2	2	2	
			テクノロジー論		2			2	2	2	2	
			認知心理学入門		2			2	2	2	2	
		倫理・SDGs	情報倫理		2			2	2	2	2	2単位以上を修得するものとする。
			生命倫理		2			2	2	2	2	
			ビジネス倫理		2			2	2	2	2	
			環境倫理		2			2	2	2	2	
			SDGs論		2			2	2	2	2	
多文化共生社会論			2			2	2	2	2			
地域共創デザイン論			2			2	2	2	2			
地球環境論			2			2	2	2	2			
文化創造論			2			2	2	2	2			
エネルギー論			2			2	2	2	2			
サステナブルな地域づくり実践			2			2	2	2	2			
地域に役立つ再生可能エネルギービジネス			2			2	2	2	2			

学部等	科目区分			授業科目の名称	単位数				配当年次				備考
					必修	選択必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	
基盤教育機構	三言語科目	自然言語	英語とその世界		2			2	2	2	2	2単位を修得するものとする。	
			中国語とその世界		2			2	2	2	2		
			日本語とその世界		2			2	2	2	2		
			英語コミュニケーション基礎A			2		2	2	2	2		
			英語コミュニケーション基礎B			2		2	2	2	2		
			国際語としての英語			2		2	2	2	2		
			異文化コミュニケーション(英語)			2		2	2	2	2		
			中国語コミュニケーション入門			2		2	2	2	2		
			中国語コミュニケーション基礎			2		2	2	2	2		
			国際語としての中国語			2		2	2	2	2		
			異文化コミュニケーション(中国語)			2		2	2	2	2		
			韓国語コミュニケーション入門			2		2	2	2	2		
			韓国語コミュニケーション基礎			2		2	2	2	2		
			異文化コミュニケーション(韓国語)			2		2	2	2	2		
		情報言語	情報入門	2				2	2	2	2	2単位を修得するものとする。	
			情報実践			2		2	2	2	2		
			情報処理			2		2	2	2	2		
			プログラミング入門			2		2	2	2	2		
			情報科学概論			2		2	2	2	2		
		会計言語	会計リテラシー	2				2	2	2	2	2単位を修得するものとする。	
			経理実務入門I			2		2	2	2	2		
			経理実務入門II			2		2	2	2	2		
			税務実務入門I			2		2	2	2	2		
			税務実務入門II			2		2	2	2	2		
			簿記特講			4		4	4	4	4		
	生涯ケア科目	キャリア・健康管理	生活と金融リテラシーI	2				2	2	2	2	2単位を修得するものとする。	
			キャリア入門		2			2	2	2	2	2単位以上を修得するものとする。	
			生活と金融リテラシーII		2			2	2	2	2		
			生活と金融リテラシーIII		2			2	2	2	2		
			インターンシップ概論		2				2	2	2		
			就業力実践		2					2	2		
			健康科学		2			2	2	2	2		
			健康・スポーツ演習		2			2	2	2	2		
			コーチング論		2			2	2	2	2		

学部等	科目区分	授業科目の名称	単位数				配当年次				備考
			必修	選択必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	
アドバンスト科目群	グローバル	Grammar in Use			2		2	2	2	2	
		多文化ワークショップ			2		2	2	2	2	
		Global Studies			2		2	2	2	2	
		海外短期文化研修I			2		2	2	2	2	
		海外短期文化研修II			2		2	2	2	2	
		海外長期文化研修I			2		2	2	2	2	
		Global Communication			2			2	2	2	
		Digital Communication			2			2	2	2	
		Language & Culture			2			2	2	2	
		Extensive Reading & Listening			2			2	2	2	
		Academic English			2			2	2	2	
		地域研究A			2			2	2	2	
		地域研究B			2			2	2	2	
		多文化フィールドワークA			2			2	2	2	
		多文化フィールドワークB			2			2	2	2	
		ビジネス中国語			2			2	2	2	
		実用中国語			2			2	2	2	
	情報・データサイエンス	社会科学のための情報学特論			2		2	2	2	2	
		データサイエンスのための数学			2		2	2	2	2	
		データサイエンスのためのプログラミングI			2		2	2	2	2	
		AI概論			2			2	2	2	
		データサイエンス実践			2			2	2	2	
		データサイエンスのためのプログラミングII			2			2	2	2	
		データ活用の統計学実践			2			2	2	2	
		データサイエンスプロジェクトI			2				2	2	
		データサイエンスプロジェクトII			2				2	2	
		統計システム開発実習I			2				2	2	
		統計システム開発実習II			2				2	2	
	キャリア	CSR経営論			2			2	2	2	
		イノベーション実践A			2			2	2	2	
		イノベーション実践B			2			2	2	2	
		キャリア形成論			2			2	2	2	
		仕事の意思決定			2			2	2	2	
		ディーセント・ワーク論			2			2	2	2	
		ライフヒストリー研究			2			2	2	2	
		業界・企業研究A（IT、金融ビジネス）			2			2	2	2	
		業界・企業研究B（ホスピタリティ、グローバル関係）			2			2	2	2	
		社会実践論			2			2	2	2	
	総合教養	総合教養A			2			2	2	2	
		総合教養B			2			2	2	2	
		総合教養C			2			2	2	2	
		総合教養D			2			2	2	2	
		総合教養E			2			2	2	2	
		総合教養F			2			2	2	2	

注1. 複数年次に配当の授業科目については、そのいずれかの年次で履修するものとする。
 注2. 学則第9条に基づき、学長が特別講義として開設した授業科目を卒業単位に加えることができる。
 注3. 卒業には基盤教育機構と学部で定められた科目において合計124単位以上修得する必要がある。

別表(2) 削除

別表(3) <商経学部 学則別表>

学部	学科	系別	授業科目	単位数				配当年次				備考
				必修 修	選択 必修 修	選択 必修 修	自由 修	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	
商	商	専	学部入門科目	商学入門	2			2	2	2	2	8単位を修得するものとする。
			経営学入門(商経)	2				2	2	2	2	
			初級簿記I	2				2	2	2	2	
			初級簿記II	2				2	2	2	2	
			マーケティング論I		2			2	2	2	2	44単位以上修得するものとする。 マーケティングコースは24単位以上修得するものとする。
			マーケティング論II		2				2	2	2	
			ブランド論		2				2	2	2	
			マーケティング・コミュニケーション		2				2	2	2	
			商品開発論		2				2	2	2	
			消費者行動論(商経)		2				2	2	2	
			サービスマーケティング論(商経)		2				2	2	2	
			マーケティング・リサーチ論I		2				2	2	2	
			マーケティング・リサーチ論II		2				2	2	2	
			流通経済論I		2				2	2	2	
			流通経済論II		2				2	2	2	
			電子商取引論		2				2	2	2	
			ソーシャル・マーケティング論		2				2	2	2	
			グローバル・マーケティング論I		2				2	2	2	
			ロジスティクス論		2				2	2	2	
			ケースで学ぶマーケティング戦略		2				2	2	2	
			プロダクト・マネジメント		2				2	2	2	
			市場戦略論		2				2	2	2	
			ファイナンス入門		2			2	2	2	2	ファイナンスコースは24単位以上修得するものとする。
			金融論I		2				2	2	2	
			金融論II		2				2	2	2	
			証券市場論I		2				2	2	2	
			証券市場論II		2				2	2	2	
			ファイナンシャル・プランニング論		2				2	2	2	
			金融機関論		2				2	2	2	

門

科

学

学部応用科目

企業金融論I		2				2	2	2
企業金融論II		2				2	2	2
企業価値評価I		2				2	2	2
企業価値評価II		2				2	2	2
保険論I		2				2	2	2
保険論II		2				2	2	2
消費者金融論		2				2	2	2
金融商品取引法I		2				2	2	2
金融商品取引法II		2				2	2	2
商法I		2				2	2	2
商法II		2				2	2	2
会計学総論I		2			2	2	2	2
会計学総論II		2			2	2	2	2
中級簿記I		2				2	2	2
中級簿記II		2				2	2	2
工業簿記I		2				2	2	2
工業簿記II		2				2	2	2
財務会計論I		2				2	2	2
財務会計論II		2				2	2	2
管理会計論I		2				2	2	2
管理会計論II		2				2	2	2
原価計算論I		2				2	2	2
原価計算論II		2				2	2	2
財務報告論		2				2	2	2
国際会計論		2				2	2	2
経営分析I		2				2	2	2
経営分析II		2				2	2	2
税務会計入門		2				2	2	2
税効果会計論		2				2	2	2
会計学総論I		2			2	2	2	2
会計学総論II		2			2	2	2	2
中級簿記演習		2				2	2	2
工業簿記演習		2				2	2	2
上級簿記I		2				2	2	2

アカウンティングコースは24単位以上修得するものとする。

会計プロフェッションコースは24単位以上修得するものとする。

経

目

上級工業簿記I		2				2	2	2
連結会計論I		2				2	2	2
連結会計論II		2				2	2	2
会計制度論		2				2	2	2
経営会計論		2				2	2	2
IFRS I		2				2	2	2
IFRS II		2				2	2	2
会計監査論I		2				2	2	2
会計監査論II		2				2	2	2
内部監査論I		2				2	2	2
内部監査論II		2				2	2	2
税務会計論I		2				2	2	2
税務会計論II		2				2	2	2
インターネット社会論		2				2	2	2
情報メディア論		2				2	2	2
応用情報処理		2				2	2	2
情報数学		2				2	2	2
プログラミングI		2				2	2	2
プログラミングII		2				2	2	2
情報システム論I		2				2	2	2
情報システム論II		2				2	2	2
コンピュータシステム		2				2	2	2
情報技術論		2				2	2	2
ウェブ情報デザイン		2				2	2	2
音楽情報処理		2				2	2	2
ネットワーク管理I		2				2	2	2
ネットワーク管理II		2				2	2	2
デジタル画像処理		2				2	2	2
情報ビジネス論I		2				2	2	2
情報ビジネス論II		2				2	2	2
自然知能のためのアカデミックリテラシー		2				2	2	2
中級簿記特講		4			4	4	4	4
デジタル・マーケティング論		2				2	2	2
グローバル・マーケティング論II		2				2	2	2

ICTコースは24
単位以上修得す
るものとする。

学	科	群		電子商取引実践	2				2	2	2				
				ICTと会計I		2				2	2		2		
				ICTと会計II		2				2	2		2		
				上級簿記II		2				2	2		2		
				上級工業簿記II		2				2	2		2		
				会計プロフェッション論		2				2	2		2		
				租税法I		2				2	2		2		
				租税法II		2				2	2		2		
				職業指導		2				2	2		2		
			ゼミナール科目群	ゼミナール科目		学部基礎ゼミⅠ	2						2	2	2
		学部基礎ゼミⅡ			2					2	2	2			
		研究ゼミⅠ			2						2	2			
		研究ゼミⅡ			2						2	2			
		研究ゼミⅢⅢ			2							2			
		研究ゼミⅣ			2							2			
	経	学部入門科目		商学入門	2					2	2	2	2	8単位を修得するものとする。	
				経営学入門（商経）	2					2	2	2	2		
				初級簿記Ⅰ	2					2	2	2	2		
				初級簿記Ⅱ	2					2	2	2	2		
		専学		経営管理論（商経）		2				2	2	2	2	44単位以上修得するものとする。	戦略マネジメントコースは24単位以上修得するものとする。
				企業と社会		2				2	2	2	2		
				経営戦略論（商経）		2					2	2	2		
				経営組織論（商経）		2					2	2	2		
				組織行動論		2					2	2	2		
				経営戦略の実践		2					2	2	2		
				技術イノベーション		2					2	2	2		
				国際経営		2					2	2	2		
				コーポレートガバナンス		2					2	2	2		
				ビジネスモデル		2					2	2	2		
				ビジネスエコノミクス		2					2	2	2		
				経営学のための統計学・データ分析		2					2	2	2		
				マーケティング・リサーチ論Ⅰ		2					2	2	2		
				企業金融論Ⅰ		2					2	2	2		
				プログラミングⅠ		2					2	2	2		

学	目	科	営	門	部	経営分析I		2				2	2	2	組織マネジメントコースは24単位以上修得するものとする。
						経営分析II		2				2	2	2	
						応用情報処理		2				2	2	2	
						経営管理論（商経）		2			2	2	2	2	
						企業と社会		2			2	2	2	2	
						経営戦略論（商経）		2				2	2	2	
						経営組織論（商経）		2				2	2	2	
						組織行動論		2				2	2	2	
						組織イノベーション		2				2	2	2	
						人的資源管理論		2				2	2	2	
						雇用関係論		2				2	2	2	
						ダイバーシティ・マネジメント		2				2	2	2	
						リーダーシップ論		2				2	2	2	
						キャリア・マネジメント		2				2	2	2	
						人材育成・能力開発		2				2	2	2	
					応用	ビジネス・コミュニケーション論		2				2	2	2	中小企業診断・起業コースは24単位以上修得するものとする。
						ファイナンシャル・プランニング論		2				2	2	2	
						中級簿記I		2				2	2	2	
						中級簿記II		2				2	2	2	
						プログラミングI		2				2	2	2	
						ウェブ情報デザイン		2				2	2	2	
						経営管理論（商経）		2			2	2	2	2	
						企業と社会		2			2	2	2	2	
						中小企業論入門		2			2	2	2	2	
						経営戦略論（商経）		2				2	2	2	
						経営組織論（商経）		2				2	2	2	
						組織行動論		2				2	2	2	
						中小企業のイノベーション		2				2	2	2	
						中小企業診断I		2				2	2	2	
						中小企業診断II		2				2	2	2	
					目	生産管理		2				2	2	2	
						地域流通診断の理論と実践		2				2	2	2	
						起業の理論		2				2	2	2	
						起業の実践		2				2	2	2	

部	科	群	科	企業家史		2				2	2	2	
				マーケティング論I		2				2	2	2	
				経営分析I		2				2	2	2	
				経営分析II		2				2	2	2	
				情報システム論I		2				2	2	2	
				経営史		2			2	2	2	2	
				中小企業診断特論A		2			2	2	2	2	
				中小企業診断特論B		2			2	2	2	2	
				中小企業診断特論C		2			2	2	2	2	
				中小企業診断特論D		2			2	2	2	2	
				経営学ケースディスカッション（商経）		2				2	2	2	
				経営診断学I		2				2	2	2	
				経営診断学II		2				2	2	2	
				起業基礎実践		2				2	2	2	
				会社法I		2				2	2	2	
				会社法II		2				2	2	2	
				労働法I		2				2	2	2	
				労働法II		2				2	2	2	
				経済法I		2				2	2	2	
				経済法II		2				2	2	2	
		ゼミナール科目群	ゼミナール科目	学部基礎ゼミI	2					2	2	2	12単位を修得するものとする。
				学部基礎ゼミII	2					2	2	2	
				研究ゼミI	2						2	2	
				研究ゼミII	2						2	2	
				研究ゼミIII	2							2	
				研究ゼミIV	2							2	

注1．複数年次に配当の授業科目については、そのいずれかの年次で履修するものとする。

注2．学則第9条に基づき、学長が特別講義として開設した授業科目を卒業単位に加えることができる。

注3．卒業には、別表(1)のCUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群から30単位以上、専門科目群から52単位以上、ゼミナール科目群から12単位、その他、CUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群、専門科目群、他学科科目群を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

別表(4) <総合政策学部 学則別表>

学部	学科	系別	授業科目	単位数				配当年次				備考
				必修	選択必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	
総	経	専	学部入門科目	経済入門	2			2	2	2	2	8単位を修得するものとする。
				ミクロ経済学I	2			2	2	2	2	
				マクロ経済学I	2			2	2	2	2	
				データ分析入門	2			2	2	2	2	
			専門	ミクロ経済学II		2			2	2	2	44単位以上修得するものとする。 経済政策コースは24単位以上修得するものとする。
				マクロ経済学II		2			2	2	2	
				地方財政論		2			2	2	2	
				財政学I		2			2	2	2	
				財政学II		2			2	2	2	
				金融論I		2			2	2	2	
				金融論II		2			2	2	2	
				国際経済学I		2			2	2	2	
				国際経済学II		2			2	2	2	
				公共経済学I		2			2	2	2	
				公共経済学II		2			2	2	2	
				労働経済学I		2			2	2	2	
				労働経済学II		2			2	2	2	
				国際金融論I		2			2	2	2	
				国際金融論II		2			2	2	2	
				経済政策論I		2			2	2	2	
				経済政策論II		2			2	2	2	
				環境経済学		2			2	2	2	
				ミクロ経済学II		2			2	2	2	経済データ分析コースは24単位以上修得するものとする。
				マクロ経済学II		2			2	2	2	
				公共経済学I		2			2	2	2	
				公共経済学II		2			2	2	2	
				行動経済学		2			2	2	2	
				計量経済学I		2			2	2	2	
				計量経済学II		2			2	2	2	
				計量経済学演習		2			2	2	2	
				経済統計学I		2			2	2	2	

合	学	科	学部応用科目	経済統計学II		2				2	2	2
				交通経済学I		2				2	2	2
				交通経済学II		2				2	2	2
				GIS入門		2				2	2	2
				実験社会科学		2				2	2	2
				データビジュアライゼーション		2				2	2	2
				データ分析プログラミング		2				2	2	2
				人間行動論		2				2	2	2
				政策デザイン実践		2				2	2	2
				ミクロ経済学II		2				2	2	2
				マクロ経済学II		2				2	2	2
				企業経済学		2				2	2	2
				金融論I		2				2	2	2
				金融論II		2				2	2	2
				ビジネスエコノミクス		2				2	2	2
				産業政策論I		2				2	2	2
				産業政策論II		2				2	2	2
				地域経済論I		2				2	2	2
				地域経済論II		2				2	2	2
				都市経済学		2				2	2	2
				行動経済学		2				2	2	2
				交通経済学I		2				2	2	2
				交通経済学II		2				2	2	2
				産業組織論I		2				2	2	2
				産業組織論II		2				2	2	2
				企業金融論I		2				2	2	2
				企業金融論II		2				2	2	2
				経済史I		2			2	2	2	2
				経済史II		2			2	2	2	2
				経済数学		2			2	2	2	2
				アメリカ経済論		2				2	2	2
				ヨーロッパ経済論		2				2	2	2
				日本経済論		2				2	2	2
				アジア経済論		2				2	2	2

ビジネス経済コースは24単位以上修得するものとする。

政	科	群		ゲーム理論	2				2	2	2						
				経済シミュレーション		2				2	2			2			
				ミクロ経済学III		2				2	2			2			
				マクロ経済学III		2				2	2			2			
				公共選択論		2				2	2			2			
				開発経済論I		2				2	2			2			
				開発経済論II		2				2	2			2			
				医療経済学		2				2	2			2			
				西洋経済史		2				2	2			2			
				政治的公正と経済		2				2	2			2			
		ゼミナール科目群	ゼミナール科目		学部基礎ゼミⅠ	2					2	2	2	12単位を修得するものとする。			
					学部基礎ゼミⅡ	2					2	2	2				
					研究ゼミⅠ	2						2	2				
					研究ゼミⅡ	2						2	2				
					研究ゼミⅢⅢ	2							2				
					研究ゼミⅣ	2							2				
	政	専	学部入門科目		現代社会学入門	2					2	2	2	2	8単位を修得するものとする。		
					公共政策入門	2					2	2	2	2			
					政策情報学概論	2					2	2	2	2			
					経済入門	2					2	2	2	2			
			学		憲法特論		2					2	2	2	2	44単位以上修得するものとする。	地域政策コースは24単位以上修得するものとする。
					民法Ⅰ		2					2	2	2	2		
					公共政策論		2						2	2	2		
					都市計画入門		2						2	2	2		
					地域文化政策論		2						2	2	2		
					民法Ⅱ		2						2	2	2		
					民法ⅢⅢ		2						2	2	2		
					環境政策論		2						2	2	2		
					公法各論		2						2	2	2		
					環境政策入門		2						2	2	2		
					行政学		2						2	2	2		
					行政法		2						2	2	2		
					政治過程論		2						2	2	2		
					政治学特論		2						2	2	2		

—學則—45—

学	報	科	目	プランニングワークショップI		2				2	2	2
				政策デザイン実践		2				2	2	2
				広報メディアコミュニケーション		2				2	2	2
				地域社会と文化		2				2	2	2
				Webとソーシャルメディア		2				2	2	2
				データ分析プログラミング		2				2	2	2
				憲法特論		2			2	2	2	2
				民法I		2			2	2	2	2
				社会経済学		2			2	2	2	2
				計画理論入門		2			2	2	2	2
				映像コミュニケーション		2			2	2	2	2
				デジタルリテラシー		2			2	2	2	2
				メディア音響論		2			2	2	2	2
				視覚メディア論		2			2	2	2	2
				3次元アバター表現		2				2	2	2
				MIDIワークショップ		2				2	2	2
				デジタルツイン実践		2				2	2	2
				Webデザイン		2				2	2	2
				アニメーションと社会		2				2	2	2
				情報編集論		2				2	2	2
				質的調査法		2				2	2	2
				メディアワークショップ		2				2	2	2
				メディアスタディーズI		2				2	2	2
				メディアスタディーズII		2				2	2	2
				ソーシャルプロデュース論		2				2	2	2
				ライフストーリーとメディア論		2				2	2	2
				ビジュアルメディア論		2				2	2	2
				情報メディア分析論		2				2	2	2
				シナリオ・ライティング		2				2	2	2
				マルチメディア論		2				2	2	2
				環境アセスメント		2				2	2	2
				プランニングワークショップII		2				2	2	2
				現代アート論		2				2	2	2
				ミクロ経済学I		2				2	2	2

部	学	科	群	目	マクロ経済学I		2				2	2	2	12単位を修得するものとする。
					音楽と地域文化		2				2	2	2	
					論文作成技法		2				2	2	2	
					表象文化論基礎A		2				2	2	2	
					表象文化論基礎B		2				2	2	2	
					政策事情特論		2				2	2	2	
					政策情報学演習		2				2	2	2	
					地域環境マネジメント		2				2	2	2	
					サービスデザイン		2				2	2	2	
					シリアスゲームデザイン		2				2	2	2	
					データビジュアライゼーション		2				2	2	2	
					文学表現		2				2	2	2	
					実験社会科学		2				2	2	2	
					音響と文化		2				2	2	2	
					メディアプロデュース実践I		2				2	2	2	
					メディアプロデュース実践II		2				2	2	2	
					批評的思考法		2				2	2	2	
					社会科学特論I		2				2	2		
					社会科学特論II		2				2	2		
					言語表現解釈論I		2				2	2		
					言語表現解釈論II		2				2	2		
					数理的思考法I		2				2	2		
					数理的思考法II		2				2	2		
					論理とデータ解釈技法I		2				2	2		
					論理とデータ解釈技法II		2				2	2		
部	科	ゼミナール科目群	ゼミナール科目	学部基礎ゼミI	2						2	2	2	
				学部基礎ゼミII	2						2	2	2	
				研究ゼミI	2							2	2	
				研究ゼミII	2							2	2	
				研究ゼミIII	2								2	
				研究ゼミIV	2								2	

注1. 複数年次に配当の授業科目については、そのいずれかの年次で履修するものとする。

注2. 学則第9条に基づき、学長が特別講義として開設した授業科目を卒業単位に加えることができる。

注3. 卒業には、別表(1)のCUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群から30単位以上、専門科目群から52単位以上、ゼミナール科目群から12単位、その他、CUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群、専門科目群、他学科科目群を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

別表(5) ＜サービス創造学部 学則別表＞

[illegible]

ス

学	学	科	群	目	デジタルイノベーション		2				2	2	2	
					ビジュアルコミュニケーションデザイン論		2				2	2	2	
					Positive Self Presence in Service		2				2	2	2	
					Emotional Intelligence in Service		2				2	2	2	
					健康サービス論		2				2	2	2	
					調査法		2				2	2	2	
					観光サービス論II		2				2	2	2	
					プロジェクト実践2A		2				2	2	2	
					プロジェクト実践2B		2				2	2	2	
					プロジェクト実践2C		2				2	2	2	
					プロジェクト実践2D		2				2	2	2	
					プロジェクト実践3A		4				4	4	4	
					プロジェクト実践3B		4				4	4	4	
					フィットネスサービス論		2			2	2	2	2	
					企業論		2			2	2	2	2	
					マーケティング戦略論1		2			2	2	2	2	
					ビジネスデータ処理		2			2	2	2	2	
					サービス創造実践1		2			2	2	2	2	
					ビジネスパーソンシップ論		2			2	2	2	2	
					メディアコミュニケーションズ		2			2	2	2	2	
					サービス体験デザイン論		2			2	2	2	2	
部	科	ゼミナール科目群	ゼミナール科目	学部基礎ゼミⅠ	2						2	2	2	12単位を修得するものとする。
				学部基礎ゼミⅡ	2						2	2	2	
				研究ゼミⅠ	2							2	2	
				研究ゼミⅡ	2							2	2	
				研究ゼミⅢ	2								2	
				研究ゼミⅣ	2								2	

注1. 複数年次に配当の授業科目については、そのいずれかの年次で履修するものとする。

注2. 学則第9条に基づき、学長が特別講義として開設した授業科目を卒業単位に加えることができる。

注3. 卒業には、別表(1)のCUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群から30単位以上、専門科目群から52単位以上、ゼミナール科目群から12単位、その他、CUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群、専門科目群、他学科科目群を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

別表(6) <人間社会学部 学則別表>

学部	学科	系別	授業科目	単位数				配当年次				備考
				必修	選択必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	
人間	人間	専門	学部入門科目	社会学の世界	2			2	2	2	2	8単位を取得するものとする。
			学部入門科目	ウェルビーイング概論	2			2	2	2	2	
			学部入門科目	人間社会入門I	2			2	2	2	2	
			学部入門科目	人間社会入門II	2			2	2	2	2	
			学部	サステナブル経済学		2		2	2	2	2	44単位以上取得するものとする。 環境とサステナビリティコースは24単位以上取得するものとする。
				ソーシャルデザイン論		2			2	2	2	
				グローバル社会論		2			2	2	2	
				サステナブル地域論		2			2	2	2	
				協同組合論		2			2	2	2	
				環境社会学		2			2	2	2	
				環境経済学		2			2	2	2	
				ウェルビーイング特論（環境問題史）		2			2	2	2	
				環境と倫理		2			2	2	2	
				地域とエネルギー		2			2	2	2	
				サステナビリティと環境		2			2	2	2	
				ソーシャル・ビジネス論（基礎）		2			2	2	2	
				ソーシャル・ビジネス論（応用）		2			2	2	2	
				ソーシャル・アントレプレナーシップ論		2			2	2	2	
				ボランティア論		2			2	2	2	
				DXとSX		2			2	2	2	
				サステナブル・ツーリズム論		2			2	2	2	
				ソーシャル・マーケティング論		2			2	2	2	
				観光学		2		2	2	2	2	
				都市社会論		2			2	2	2	
				日本の文化と地誌		2			2	2	2	
				ソーシャル・ネットワーク論		2			2	2	2	
				仕事の社会学		2			2	2	2	
				現代社会と宗教		2			2	2	2	
				コミュニティと文化		2			2	2	2	
				多文化共生論		2			2	2	2	
				現代文化論		2			2	2	2	
			部									文化とコミュニケーションコースは24単位以上取得するものとする。
			部									

—學則—52—

注1. 複数年次に配当の授業科目については、そのいずれかの年次で履修するものとする。

注2. 学則第9条に基づき、学長が特別講義として開設した授業科目を卒業単位に加えることができる。

注3. 卒業には、別表(1)のCUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群から30単位以上、専門科目群から52単位以上、ゼミナール科目群から12単位、その他、CUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群、専門科目群、他学科科目群を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

別表(7) 削除

別表(8) <教職課程 学則別表>

学部	学科	授 業 科 目	配当年次、学期、単位数								備 考
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		
			春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
商 ・ 経 営 学 部	商 ・ 経 営 学 科	教職概論	2								教育実習は、原則として教育実習（2）を履修科目とするが、卒業後に中学校教諭一種免許状取得を目指す者は、教育実習（1）を履修科目とする。
		教育原理		2							
		教育史			2						
		教育心理			2						
		教育法規				2					
		教育経営論					2				
		教育課程論			2						
		道德教育の理解と指導			2						
		教育方法技術論			2						
		ICT活用技術論					2				
		特別支援教育概論					2				
		生徒指導と進路指導		2							
		特別活動と総合的な学習の時間				2					
		教育相談論				2					
		総合演習						2			
		教育実習(1)							5		
		教育実習(2)							3		
		教職実践演習								2	
		商業科教育法(1)					2				
		商業科教育法(2)						2			
		商業科教育実践						2			
	商 学 科	情報科教育法(1)					2				
		情報科教育法(2)						2			
		情報科教育実践						2			

千葉商科大学大学院学則

第1章 総 則

第1条 千葉商科大学大学院（以下「大学院」という。）は、千葉商科大学の使命に従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化及び社会の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 大学院は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 その他、自己点検及び評価については、別に定める。

第2条 大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

商学研究科は、人間社会の諸活動において、モノ、カネ、サービス、情報を流通させるために、多様な関係者の間を協議してすり合わせるという「商う（あきなう）」の本来の意味に立ち返り、商学・経営学・会計学に経済学と政策情報学を統合させることで、商学の新たな創造を目指す「商（あきない）学」を探究する研究者及び高度職業人を養成することを目的としている。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 研究科の組織、修業年限及び定員

第3条 大学院に次の研究科、専攻を置く。

商 学 研 究 科 商 学 専 攻 修 士 課 程

政 策 研 究 科 政 策 専 攻 博 士 課 程

2 政策研究科政策専攻博士課程は、後期3年の課程のみの博士課程（以下「博士課程」という。）とする。

第3条の2 大学院に専門職大学院を置く。

2 専門職大学院の学則は、別に定める。

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、3年とする。

3 在学期間は、修士課程にあつては4年、博士課程にあつては6年を超えることができない。

第4条の2 博士課程の在学者が、在学期間中に学位請求論文を提出し、その審査期間中に6年を超えた場合の在学期間は、学位審査が終了した年度末までとする。

第5条 各研究科の収容定員は、次の通りとする。

課 程	研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
修 士 課 程	商 学 研 究 科	商 学 専 攻	5 1名	1 0 2名
	計		5 1名	1 0 2名
博 士 課 程	政 策 研 究 科	政 策 専 攻	6名	1 8名
	計		6名	1 8名
合 計			5 7名	1 2 0名

第3章 授業科目及び履修方法等

第6条 大学院においては、当該研究科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成には、大学院の専攻分野に関する高度な専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第7条 大学院各課程においては、教育上特別の必要があると認める場合には、所定の授業時間帯以外の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第7条の2 大学院各課程においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院各課程においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第7条の3 大学院各課程においては、当該大学院各課程の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第1節 修士課程

第8条 修士課程商学研究科の授業科目及び単位数は、別表(A)の通りとする。

第9条 修士課程の学生は、在学期間中に研究科における所定の授業科目について、30単位以上を修得しなければならない。

2 学長が承認したときは、学生は、学部及び会計ファイナンス研究科専門職学位課程の授業科目を10単位に限り履修することができ、且つ、その単位を前項の修得単位に含めることができる。

また、以下の場合については自由科目として定め、単位を修得できることとする。ただし、第1項の修得単位に含めることはできない。

(1)既に履修済みの科目をあらためて学習したい場合

(2)1セメスターの履修上限単位数を超えて、さらに履修したい科目がある場合

(3) 10単位を超えて学部及び会計ファイナンス研究科専門職学位課程の授業科目を履修する場合

3 学長が承認したときは、学生が修士課程に入学する前に履修を認められた修士課程の授業科目について修得した単位は、10単位以内に限り、第1項の修得単位に含めることができる。

第10条 学長が承認したときは、学生は、在籍する研究科委員会と協議を行った他の大学大学院においてその授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、10単位以内に限り、第9条第1項に定める単位数に含めることができる。

第10条の2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び他の大学院の科目等履修生として修得した単位は、第9条第2項、第3項及び前条により修得した単位と合わせて10単位を超えないものとする。

第11条 学生は、すみやかに自己の指導教員を定め在籍する研究科委員会に申請し、学長の承認を得なければならない。

第12条 学生は、履修すべき授業科目の選択について、指導教員の指導を受けなければならない。

2 選択した授業科目の履修にあたっては、学期の始めにおいて指定の様式に従い、科目担当教員に申請し、その承認を得なければならない。

第13条 大学院修士課程商学研究科に、中小企業診断士登録養成課程を置く。中小企業診断士登録養成課程に関する細則は、別に定める。

第14条 商学研究科において、教育職員免許状授与の所要資格が得られる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の通りとする。

研 究 科	専 攻	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
商学研究科	商学専攻	高等学校教諭専修免許状	商 業

2 前項の教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、当該教科の高等学校教諭一種免許状を有する者にして、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

第2節 博士課程

第15条 政策研究科博士課程の授業科目及び単位数は、別表(5)の通りとする。

第16条 学生は、在学期間中に専攻における所定の授業科目について、4単位以上を修得しなければならない。

2 学長の承認により、学生は、基盤教育機構、学部、研究科修士課程及び専門職学位課程の授業科目を履修するものとする。ただし、その単位は、修了要件の単位数には含まれない。

第17条 学長が承認したときは、学生は、政策研究科委員会と協議を行った他の大学院において、その授業科目を履修することができる。ただし、その単位は、修了要件の単位数には含まれない。

第18条 博士課程における研究指導は、原則として2人以上の教員が担当（以下、指導教員等とい

う。)するものとする。うち1人は主任指導教員とする。

第19条 学生は、すみやかに自己の指導教員等を定め政策研究科委員会に申請し、学長の承認を得なければならない。

2 学生は、履修すべき授業科目等の選択について、指導教員等の指導に従って定め、政策研究科委員会の承認を受けなければならない。

3 選択した授業科目等の履修にあたっては、学期の始めにおいて指定の様式に従い、科目担当教員に申請し、その承認を得なければならない。

第4章 課程の修了及び学位の授与等

第1節 課程修了の認定

第20条 修士課程の修了は、大学院に2年以上在学し、研究科修士課程所定の単位を修得し、且つ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格したものとする。ただし、中小企業診断士登録養成課程履修者を除く修士課程在籍者の在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項において、研究科修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第20条の2 博士課程の修了は、3年以上在学し、研究科博士課程所定の単位を修得し、且つ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第27条第2項第2号、第3号及び第4号の規定により、大学院への入学資格を認められた者が、博士課程に入学した場合の修了要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科所定の単位を修得し、且つ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第21条 修了時期は、学年の終了日とする。ただし、博士課程については、博士論文の審査又は休学期間の関係により春学期の終了日とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において標準修業年限を超えた者が、研究科委員会の定める期日までに学位論文を提出し、課程修了を認定された場合には、春学期の終了日とすることができる。

第2節 学位及びその授与

第22条 修士の学位は、大学院修士課程を修了した者に与えられる。

第23条 博士の学位は、次の各号の1に該当する者に与えられる。

(1) 大学院博士課程を修了した者

(2) 研究科委員会の承認を得て博士論文を提出し、その論文の審査に合格し、かつ前号と同等以上の学力を有することを確認された者

2 学位に関し必要な事項は、千葉商科大学学位規則に定めるところによる。

第24条 大学院において、各研究科の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研 究 科 名	学 位
商 学 研 究 科	修 士（商 学） 千葉商科大学
	修 士（経 済 学） 千葉商科大学
	修 士（政策情報学） 千葉商科大学
	修 士（経 営 管 理） 千葉商科大学
政 策 研 究 科	博 士（政 策 研 究） 千葉商科大学

第5章 学年、学期及び休業日

第25条 学年、学期及び休業日は、千葉商科大学学則の定めるところによる。

第6章 入学、休学、転学、退学、除籍

第26条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長の承認により、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第27条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(6) 大学院における個別の入学資格審査により、学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(7) 学長が(1)の者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 大学院における個別の入学資格審査により、学長が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(5) その他学長が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第28条 入学志願者は、入学願書に別に定める入学検定料及び書類を添えて願い出なければならない。

第29条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第30条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者がとるべき入学手続きは、千葉商科大学学則の規定を準用する。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第31条 病気その他の事情のため、引き続き2カ月以上修学することができない者は、休学を願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

なお、病気による場合は、願書に医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1学期又は1年以内とする。ただし、休学の理由が消滅しない場合は、改めて休学を学長に願い出ることができる。

第31条の2 休学期間は、通算して修士課程にあつては2年、博士課程にあつては3年を超えることはできない。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

第32条 休学期間が満了し、休学の理由が消滅した場合は、復学を願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学は、休学した学年とし、時期は学期の始めとする。

第33条 大学院の他の研究科及び他大学の大学院から転科又は転入学を志願する者については、考査のうえ許可することがある。

2 大学院の学生で、他の研究科及び他大学の大学院に転学しようとする者は、願い出て、許可を受けなければならない。

第34条 病気その他の事由により、退学しようとする者は、その理由を付して願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、病気の場合には医師の診断書を添えなければならない。

第35条 大学院に在学していた者が再入学を志願するときは、事情を考慮したうえで許可することがある。なお、再入学の取扱いについては、別に定める。

第36条 次の各号の1に該当する場合は、学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第4条第3項に定める在学年限を超えた者

第7章 学 費

第37条 授業料、学園整備費、養成課程実習費、入学金の学費は、別表(6)に定める通りとする。

2 削除

3 修了年次留年手続者の学費及び学校法人千葉学園が設置する学校から入学する者の入学金は、別に定める。

4 納付した学費及び入学検定料は、原則として返付しない。

5 授業料等の学費減免の扱いについては、別に定める。

第37条の2 前条に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することがある。

第38条 休学を許可された者については、休学期間中の授業料、学園整備費を免除する。

第39条 博士課程在籍者の博士論文審査期間中の学費の扱いについては、別に定める。

第8章 賞 罰

第40条 学生であつて在学中人物及び成績が優秀な者に対しては表彰することがある。

第41条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒については、別に定める。

第42条 削除

第9章 科目等履修生及び聴講生等

第43条 大学院は、学長の承認により修士課程に限り正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、選考のうえ科目等履修生、聴講生及び研究生を受け入れることがある。

第44条 特定の授業科目を履修することを希望する他大学の大学院生があるときは、学長は当該研究科とその大学院との協議及び所定の手続きを経て特別聴講学生として履修を許可することがある。

2 特別聴講学生が選修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第45条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生（以下、「科目等履修生等」という。）の履修又は聴講の登録料及び修学科は、別に定める。

2 科目等履修生等に関しては、特に定める場合のほかは千葉商科大学学則を準用する。

第10章 教員組織及び運営組織

第46条 大学院の授業及び研究指導は、大学院担当の教授、准教授が担当する。ただし、必要ある場合には、相当の業績ある大学院担当の専任講師及び助教に授業及び研究指導を担当させることができる。

2 必要ある場合には、大学院担当の兼任教員に授業を担当させることができる。

第47条 大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会については、別に定める。

第48条 研究科委員会は、研究科委員会委員長が招集し、その議長となる。

第49条 削除

第50条 大学院には、事務の処理、学生の補導、福祉等のため事務職員若干名を置く。

第11章 研究施設

第51条 学生は、その研究目的を達成するため本学附属図書館及びその他の施設を利用することが

できる。

第12章 補 則

第52条 大学院学則に規定のない事項については、千葉商科大学学則を準用する。

第53条 この学則の改廃は、各研究科委員会及び全学部長会の議を経て、理事会が行う。

付 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

略

付 則（平成27年4月1日改正）

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第46条については、平成25年4月1日から遡って適用する。
2. 平成26年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位取得については、入学時の学則を適用する。ただし、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（平成28年4月1日改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日改正）

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成29年4月1日在籍者については、新学則を適用する。

付 則（平成30年4月1日改正）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（2020年4月1日改正）

1. この学則は、2020年4月1日から施行する。
2. 第2条の規定にかかわらず、2019年度以前に入学した者の、商学研究科、経済学研究科、政策情報学研究科の人材養成の目的について在籍者が修了するまでは次の通りとする。

研究科	人材養成の目的
商学研究科	商学研究科は、商学、経営学、会計学の3研究分野体制を効率的、総合的に生かし、新時代ビジネスのための知の創出と社会科学教育のセンターとなることを目指している。この趣旨に沿うために3つの研究分野を戦略的に体系化することにより、ビジネスに限らず、あらゆる環境に対し広い視野をもって応用できる商学、経営学、会計学の専門研究者の育成と高度なキャリアを有する人材の養成を図ることを目的としている。
経済学研究科	経済学研究科は、経済に関する分野を専門的かつ総合的に研究し、基礎及び応用理論の修得に基づく知的創造能力の構築を図るための教育のセンターとなることを目指している。経済学

	の研究能力の涵養とグローバルな経済問題に対応できる高度専門職従事者の養成を図ることを目的としている。
政策情報学研究科	政策情報学研究科は、新しい「知と方法」の開発・創造と伝達のために2つのコンピタンス（ポリシー・コンピタンスとコミュニケーション・コンピタンス）の修得を狙いとして、実学的で多彩なカリキュラムを組み、新しいタイプの高度専門職能人の育成を目指している。博士課程への進学や政策情報学専門の「治道家」として天職を求める人材を育成することを目的とする。

3. 第3条の規定に関わらず、2019年度以前に入学した者の、経済学研究科、政策情報学研究科の専攻及び課程について、在籍者が修了するまでは次の通りとする。

経済学研究科 経済学専攻 修士課程

政策情報学研究科 政策情報学専攻 修士課程

4. 第5条の規定にかかわらず、商学研究科、経済学研究科及び政策情報学研究科における2020年度から2021年度までの収容定員は、次の通りとする。

研究科・専攻	2020年度	2021年度
商学研究科 商学専攻	40名	60名
経済学研究科 経済学専攻	10名	0名
政策情報学研究科 政策情報学専攻	10名	0名

5. 第8条の規定に関わらず、2019年度以前に入学した者の、商学研究科、経済学研究科、政策情報学研究科の授業科目及び単位数について、在籍者が修了するまでは次の通りとする。

商学研究科の授業科目及び単位数は、別表(1)の通りとする。

経済学研究科の授業科目及び単位数は、別表(2)の通りとする。

政策情報学研究科の授業科目及び単位数は、別表(3)の通りとする。

6. 第13条の規定にかかわらず、2019年度以前に入学した者の、中小企業診断士養成コースの授業科目の履修及び単位修得について、入学時の学則を適用する。

7. 2019年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

8. 第24条の規定に関わらず、2019年度以前に入学した者の、商学研究科、経済学研究科、政策情報学研究科の学位について、在籍者が修了するまでは次の通りとする。

商学研究科 修士(商学) 千葉商科大学

経済学研究科 修士(経済学) 千葉商科大学

付 則（2021年4月1日改正）

この学則は、2021年4月1日から施行する。ただし、第31条2項の改定は2020年10月1日から遡って適用する。

付 則（2021年5月26日改正）

1. この学則は、2021年5月26日から施行する。
2. 政策情報学研究科は在籍者がなくなったため、廃止とする。

付 則（2022年3月23日改正）

1. この学則は、2022年4月1日から施行する。
2. 2021年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（2023年3月22日改正）

1. この学則は、2023年4月1日から施行する。
2. 2022年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（2023年6月21日改正）

1. この学則は、2024年4月1日から施行する。
2. 第13条の規定にかかわらず、2023年度以前に入学した者の、中小企業診断士養成プログラムの授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。

付 則（2024年3月21日改正）

この学則は、2024年4月1日から施行する。

付 則（2024年5月29日改正）

1. この学則は、2024年5月29日から施行する。
2. 経済学研究科は在籍者がなくなったため、廃止とする。

付 則（2025年3月26日改正）

1. この学則は、2025年4月1日から施行する。

2. 2024年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

別 表 (1)～(4) 削除

別 表 (5) (第15条関係)

政策研究科政策専攻博士課程授業科目及び単位数

授業科目	単位数		配当年次			備 考
	必修	選択	1年次	2年次	3年次	
基 本 プ ロ ジ ェ ク ト 演 習 I	2		2			基本プロジェクト演習 I 2 単位、基本プロジェクト演習 II 2 単位、計 4 単位以上を修得するものとする。
基 本 プ ロ ジ ェ ク ト 演 習 II	2		2			
政 策 研 究 特 論		2	2	2	2	
ジョブ型研究インターンシップ		2	2	2	2	

別 表（６） （第37条関係）

＜2024年度以降入学者学費＞

修士課程及び博士課程

費 目	金 額（円）	備 考
授 業 料	820,000	年 額
学園整備費	75,000	
養成課程 実 習 費	300,000	中小企業経営管理 コースのみ・年額
入 学 金	185,000	入学時のみ

なお、実習にかかる交通費、宿泊費、教材費は受講生負担とする。

＜2020年度から2023年度入学者学費＞

修士課程及び博士課程

費 目	金 額（円）	備 考
授 業 料	820,000	年 額
学園整備費	75,000	
入 学 金	185,000	入学時のみ

養成プログラム学費及び実習費等

養成プログラム第1、2年次生		
費 目	金 額（円）	備 考
授 業 料	820,000	年 額
実 習 費	300,000	
学園整備費	75,000	
入 学 金	185,000	入学時のみ

なお、実習にかかる交通費、宿泊費、教材費は受講生負担とする。

＜2019年度以前入学者学費＞

修士課程及び博士課程

費 目	金 額（円）	備 考
授 業 料	660,000	年 額
学園整備費	150,000	
入 学 金	260,000	入学時のみ

別 表（７） 削除

別 表 (A) (第8条関係)
商学研究科商学専攻修士課程授業科目及び単位数

学 科 目	授 業 科 目	単位数		学 科 目	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択			必修	選択
商 学	流通システム論研究		2	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ・ コ ン ピ タ ン ス 系	政策情報学理論研究		2
	マーケティング論研究		2		経 営 理 論		2
	証券市場論研究		2		政 策 分 析 論		2
	商品学研究		2		統 計 分 析 法		2
	流通論研究		2		政策情報思想研究		2
	商業経営論研究		2		政策情報関連法研究		2
経 営 学	経 営 学 概 論		2	コ ン ピ タ ン ス 系	リスク・マネジメント研究		2
	経 営 組 織 論		2		フィールドワーク・調査研究法		2
	財務管理論研究		2		e - ビジネス関連法		2
	経営管理論研究		2		原 典 講 読		2
	経営情報論研究		2		メディア表現技法		2
	労務管理論研究		2		映像表現技法		2
	経営情報システム論研究		2	ボ リ ン ・ コ ン ピ タ ン ス 系	地域ビジネス論		2
	工業経営論研究		2		画像表現技法		2
	企業社会論		2		[行政関連クラスター]		
	中小企業経営論研究		2				
	国際経営論研究		2				
会 計 学	簿記原理研究		2	コ ン ピ タ ン ス 系	行政システム研究		2
	会計学原理研究		2		行政デザイン研究		2
	財務諸表論研究		2		行政評価研究		2
	原価計算論研究		2		政策決定プロセス論		2
	管理会計論研究		2		[環境関連クラスター]		
	経営分析論研究		2				
	税務会計論研究		2				
	会計監査論研究		2		[事業関連クラスター]		
経 済 理 論	経 済 原 論 研 究		2	タ ン ス 系	事業評価研究		2
	国際経済論研究		2		事業・産業史研究		2
	経済統計論研究		2		アートマネジメント論		2
					データサイエンス特論		2
経 済 史	経 済 史 研 究		2	タ ン ス 系	情報システム特論		2
					知能システム論		2
経 済 政 策	産 業 組 織 論 研 究		2	タ ン ス 系	[文化研究クラスター]		
	工業経済論研究		2				
	経済政策論研究		2				
	租税政策研究		2				
	経済地理研究		2	タ ン ス 系	文化政策理論研究		2
	地域産業論研究		2		メディア表現研究		2
	財政学研究		2		現代文化論		2
	金融論研究		2		映像メディア研究		2
	金融機関論研究		2	演 習	演 習 I		2
	国際金融論研究		2		演 習 II		2
	社会政策研究		2		演 習 III		2
	環境経済学研究		2		演 習 IV		2
関 係 法	商 法 研 究		2	ワ ー ク シ ョ ッ プ	プ ロ ジ ェ ク ト		2
	民法研究		2		特 別 講 義		2
	憲 法 研 究		2	関 連 科 目	※アカデミック・ライティング		
	租 税 法 研 究 A		2				
	租 税 法 研 究 B		2				
	税法 A (所得税法)		2				
	税法 B (法人税法)		2				
	会社法研究		2				
	金融商品取引法研究		2				
講 読	外 書 講 読		2				

※アカデミック・ライティングの対象は留学生とする。

学 科 目	授 業 科 目	単 位 数	配 当 年 次	備 考
		選 択 必 修		
経 営 診 断 Ⅰ	経 営 診 断 Ⅰ（経 営 戦 略）	4	1	履修上のコースの中小企業経営管理 コースは、経営診断Ⅰ、経営診断Ⅱ、 関連科目の全科目及び演習（ケースメ ソッド）Ⅰ～Ⅳを修得すること。
	経 営 診 断 Ⅰ（経 営 管 理）	2	1	
	経営診断Ⅰ（財務・情報戦略）	2	1	
	経 営 診 断 Ⅰ （コンサルティング・コミュニケーション）	2	1	
	経営診断Ⅰ（製造業実習）	2	1	
	経営診断Ⅰ（流通業実習）	2	1	
経 営 診 断 Ⅱ	経 営 診 断 Ⅱ（総 合 経 営）	2	2	なお、中小企業経営管理コース以外の 者は、経営診断Ⅰ、経営診断Ⅱ、関連 科目の全科目及び演習（ケースメソ ッド）Ⅰ～Ⅳを履修することができな い。
	経営診断Ⅱ（総合コンサルティング）	2	2	
	経 営 診 断 Ⅱ （経営戦略策定実習Ⅰ）	2	2	
	経 営 診 断 Ⅱ （経営戦略策定実習Ⅱ）	2	2	
	経 営 診 断 Ⅱ （経営総合ソリューション実習）	2	2	
関 連 科 目	複 合 プ ロ グ ラ ム	6	1・2	
演 習	演 習（ケースメソッド）Ⅰ	2	1	
	演 習（ケースメソッド）Ⅱ	2	1	
	演 習（ケースメソッド）Ⅲ	2	2	
	演 習（ケースメソッド）Ⅳ	2	2	

注 学位ごとに別途修了要件を定める

理 事 会 議 事 録（抜粋）

- 1 日 時 2025 年 5 月 28 日（水）
15 時から 15 時 30 分まで
（評議員会開催のため、一旦休憩）
17 時から 19 時まで
- 2 場 所 千葉商科大学本館 3 階 3-1 会議室
千葉県市川市国府台一丁目 3 番 1 号
- 3 理事定数 11 名
- 4 出 席 者 内田 茂男 学校法人千葉学園理事長、瀧上 信光 学校法人千葉学園常務理事、
宮崎 緑 千葉商科大学長、高井 宏章 千葉商科大学附属高等学校長、
露崎 洋 学校法人千葉学園事務局長、
今井 重男 理事、高橋 伸治 理事、千葉 光行 理事、橋本 隆子 理事、
花田 力 理事（以上 10 名）
<欠員>
1 名
<第 1 号議案及び第 1 号報告から第 2 号議案まで出席>
高谷こずえ 経理財務課長
<学校法人千葉学園寄附行為第 29 条第 1 項第 3 号による出席>
天野 克彦 監事、藤沼 亜起 監事
<陪 席>
出水 淳 大学本部長、大場 克美 大学副本部長、
柏木 暢子 経営企画部長、渡邊 和 経営企画部担当部長
（記録 三木 将司 総務課長・小野 裕美 総務課長補佐・原田 真依子 総務課主任）

5 議 事

(1) 審議事項

第 1 号議案 2024 年度決算（案）について

—————評議員会開催のため、一旦休憩—————

(2) 報告事項

第 1 号報告 2024 年度決算に関する評議員会からの意見聴取の結果について

(3) 審議事項

第 2 号議案 2025 年度事業活動収支及び資金収支予算（案）について

第 3 号議案 評議員の選任について

第 4 号議案 4 月理事会議事要録（案）について

第 5 号議案 会計ファイナンス研究科の定員変更（案）について

第 6 号議案 大学入試における大規模自然災害等に係る経済的支援の継続実施及び
変更について

第 7 号議案 6 月定時評議員会議事について

第 8 号議案 諸規程等の整備について

(1) 役員等報酬検討委員会規程の一部変更（案）について

(2) 学校法人千葉学園就業規則の一部変更（案）について

(4) 報告事項

- 第2号報告 監事からの文書について
- 第3号報告 監事の選任結果について
- 第4号報告 会計監査人の選任結果について
- 第5号報告 評議員の選任結果（評議員会選任）について
- 第6号報告 CUC エネルギー(株)及びCUC フードサービス(株)の2024年度決算等の報告について
- 第7号報告 2024年度学生の離籍及び就職状況について
- 第8号報告 2025年度入試結果の振り返り及び2026年度入試展望について（学部）
- 第9号報告 2024年度千葉商科大学付属高等学校進路状況について
- 第10号報告 経営会議報告
- 第11号報告 財務会議報告
- 第12号報告 社会共創会議報告
- 第13号報告 常任理事会報告

6 議事の説明及びその結果について

開会に先立ち、三木総務課長から本日の出席状況等について報告した後、内田理事長が議長となり、15時、本理事会の開会を宣した。

続いて議事録署名人として、高橋伸治理事、橋本隆子理事、天野克彦監事、藤沼亜起監事を指名した後、議事に入った。

(1) 審議事項

- 第1号議案 2024年度決算（案）について
（ 省 略 ）

この後、内田議長は評議員会を開催し、理事会で決定した決算について意見を聴取するため、15時30分、理事会の一時休憩を宣した。

内田議長は、評議員会の終了を受けて、17時、本理事会の再開を宣した。

(2) 報告事項

- 第1号報告 2024年度決算に関する評議員会からの意見聴取の結果について
（ 省 略 ）

(3) 審議事項

- 第2号議案 2025年度事業活動収支及び資金収支予算（案）について
（ 省 略 ）
- 第3号議案 評議員の選任について
（ 省 略 ）
- 第4号議案 4月理事会議事要録（案）について
（ 省 略 ）

- 第5号議案 会計ファイナンス研究科の定員変更（案）について

内田議長の指名により、柏木経営企画部長より資料に基づき次の通り説明があった。

「資料4をご覧いただきたい。会計ファイナンス研究科において、近年の志願者増等を踏まえ、制度上可能な範囲で入学定員及び収容定員の変更を行いたいという提案である。会計ファイナンス研究科では、税理士試験の一部科目免除、土日のみの通学でも修了が可能なことなどに加え、オンラインのみで修了できるカリ

キュラムを用意したことにより、志願者及び入学者が大幅に増加している。先般、戦略的に学費の変更を行ったところであるが、こうした状況を踏まえ、他の会計専門職大学院との差別化を図りつつ優位性を確実にし、本学園の成長に資する形で2026年度募集から入学定員を現在の70名から82名に、これに伴い収容定員も140名から164名に引き上げたいというご提案である。

資料の2の『定員変更に向けた、必要教員数についての確認（現行法令解釈）』にも記載しているが、2025年4月1日現在、会計ファイナンス研究科には専任教員11名、商経学部との兼担で1名が所属しており、大学院の運営に必要な基準を定めた設置基準に基づく最低必要専任教員数11名を充足している。このため、今回の定員変更案は、新規教員採用を伴わず、制度上許容される最大限の範囲内で実施可能なものである。

資料の3の『必要教員数から見る、収容定員増の最適値の検討』については、設置基準に基づく教員数との関係から、制度上は、12名増となる入学定員82名までとすることが可能であることを確認している。

財務的な効果としては、現在140名の収容定員を164名、70名の入学定員を82名とした場合、2026年度からの新学費による学費収入増加分は3,384万円となる。また、補助金収入増加想定分については、大学院の場合、制度上、学則に定められた収容定員までが補助対象となることから、現在のように在籍学生数が収容定員140名を超過している場合は、その超過分に対しては補助金が支給されないため、収容定員を164名に引き上げることで補助対象学生数が増えることになる。これに伴う補助金の増加分は、一般補助及び専門職大学院に対する特別補助を合わせて269万6,000円と見込んでいる。従って、学費収入と補助金収入をあわせた年間の増収見込みは、合計で3,653万6,000円となる。

資料の4の『留意事項』としては、本年度も100名を超える学生が入学しているが、教員の負担増や教育の質の維持のため、入学定員充足率1.1倍以上とならないように、定員は増やすもののコントロールする運用が必要となる。

資料の5に収容定員に係る学則変更届提出までのスケジュールを記載している。

資料3頁以降は、会計ファイナンス研究科の志願者・入学者推移、4頁には文部科学省への問い合わせを記載している。本件についての学則変更届の対応が可能であることは確認している。

以上が定員変更案の説明である。ご審議のほどお願いしたい。」

以上の通り説明があった後、次の通り意見の開陳等があった。

今 井 理 事 質問が2点ある。別の会議体でお願いしているが、今回の変更に対して、現在の会計ファイナンス研究科長である趙先生はどのようなお考えだったのかお聞かせいただきたい。

もう一つが、スケジュールの最後、文部科学省への届出で対応できるという話であったが、現在は好調で定員増という届出だが、逆に厳しくなってきた場合において、減員の届出もそれほど大変な手間ではないのか。このことをお聞かせいただきたい。

柏 木 部 長 趙先生については、理事長からもお話をいただき、合意がとれている。5月24日に会計ファイナンス研究科の教授会が開催されたが、先生方からの質問・ご意見はなかったと伺っている。

以前、常任理事会でも宮崎学長から次の一手をと、他大学院も同じような特色を出して来たら、どう対応するのかという話もあったが、あわせて趙先生からも次の改革を考えていきたいという話があったことをお伝えする。

定員減員については、現時点では当方では分からないため、確認したい。

露 崎 理 事 定員超過、定員割れということに関しては、学部の場合は一定の割合を切ると補助金を停止されたり、さらに、新しい改組ができないなどいろいろなルールがある。大学院に関してはかつて定員割れしていたこともあるが、補助金との関係では、定員割れしても大きな問題になるものではない。あくまでも今回は、教員を増やさずに最大限の入学定員を確保することによって、学費収入、あわせて補助金収入をしっかり得ていく。

但し、これ以上学生が多くなった時には教育の質という問題もあるため、その先には、学生の募集状況を鑑みて、一定の教員数を増やしていくということも考えなければならないと思う。しかしながら、現段階としては、現状の最大値で変更するということである。

内 田 議 長 よろしいか。

今 井 理 事 はい。

以上の通り意見の開陳等があった後、慎重審議の結果、原案通り満場一致で賛成可決した。

第 6 号議案 大学入試における大規模自然災害等に係る経済的支援の継続実施及び変更について

(省 略)

第 7 号議案 6 月定時評議員会議事について

(省 略)

第 8 号議案 諸規程等の整備について

(1) 役員等報酬検討委員会規程の一部変更(案)について

(2) 学校法人千葉学園就業規則の一部変更(案)について

(省 略)

(4) 報告事項

第 2 号報告 監事からの文書について

(省 略)

第 3 号報告 監事の選任結果について

(省 略)

第 4 号報告 会計監査人の選任結果について

(省 略)

第 5 号報告 評議員の選任結果(評議員会選任)について

(省 略)

第 6 号報告 CUC エネルギー(株)及び CUC フードサービス(株)の 2024 年度決算等の報告について

(省 略)

第 7 号報告 2024 年度学生の離籍及び就職状況について

(省 略)

第 8 号報告 2025 年度入試結果の振り返り及び 2026 年度入試展望について(学部)

(省 略)

第 9 号報告 2024 年度千葉商科大学附属高等学校進路状況について

(省 略)

第 10 号報告 経営会議報告

(省 略)

第 11 号報告 財務会議報告

(省 略)

第 12 号報告 社会共創会議報告
(省 略)
第 13 号報告 常任理事会報告
(省 略)

内田議長は、19 時、本理事会の閉会を宣した。

2025 年 5 月 28 日

学校法人 千 葉 学 園

議長 (理事長)	内	田	茂	男
理 事	高	橋	伸	治
理 事	橋	本	隆	子
監 事	天	野	克	彦
監 事	藤	沼	亜	起

上記写は原本と相違ありません

2025年 7月 1日

学校法人 千 葉 学 園

理事長 内 田 茂 男

理 事 会 議 事 録（抜粋）

- 1 日 時 2025 年 6 月 25 日（水）
17 時 30 分から 18 時 15 分まで
- 2 場 所 千葉商科大学本館 3 階 3-1 会議室
千葉県市川市国府台一丁目 3 番 1 号
- 3 理事定数 13 名
- 4 出席者 内田 茂男 学校法人千葉学園理事長、瀧上 信光 学校法人千葉学園常務理事、
宮崎 緑 理事（千葉商科大学長）、
高井 宏章 理事（千葉商科大学付属高等学校長）、
露崎 洋 理事（学校法人千葉学園事務局長）、
磯山 友幸 理事、今井 重男 理事、東海林 真巳 理事、出水 淳 理事、
橋本 隆子 理事、花田 力 理事
（以上 11 名）
＜学校法人千葉学園寄附行為第 20 条第 4 項による出席＞
高橋 伸治 理事、千葉 光行 理事（以上 2 名）
＜学校法人千葉学園寄附行為第 29 条第 1 項第 3 号による出席＞
関川 正 監事、林 一義 監事
＜陪 席＞
大場 克美 大学副本部長兼付属高等学校事務長、
柏木 暢子 経営企画部長、渡邊 和 経営企画部担当部長
（記録 三木 将司 総務課長・小野 裕美 総務課長補佐・原田 真依子 総務課主任）

5 議 事

(1) 審議事項

- 第 1 号議案 5 月理事会議事要録（案）について
第 2 号議案 役員等報酬検討委員会委員について
第 3 号議案 千葉商科大学の校舎面積及び用途の変更について
第 4 号議案 学則及び諸規程の整備について
（1）学則の一部変更（案）について
千葉商科大学専門職大学院学則の一部変更（案）について
（2）諸規程の整備について
①学校法人千葉学園役員報酬規程の一部変更（案）について
②学校法人千葉学園評議員報酬規程の一部変更（案）について

(2) 報告事項

- 第 1 号報告 大学創立 100 周年記念事業実行委員会報告
第 2 号報告 財務会議報告
第 3 号報告 社会共創会議報告
第 4 号報告 常任理事会報告
第 5 号報告 その他
・教職員組合からの 2025 年度春闘要求書について
・役員等懇親会（役員・評議員歓送迎会）について

6 議事の説明及びその結果について

開会に先立ち、三木総務課長から本日の出席状況等について報告した後、内田理事長が議長となり、17時30分、本理事会の開会を宣した。

続いて議事録署名人として、宮崎 緑理事、花田 力理事、関川 正監事、林 一義監事を指名した後、議事に入った。

(1) 審議事項

第1号議案 5月理事会議事要録（案）について
（ 省 略 ）

第2号議案 役員等報酬検討委員会委員について
（ 省 略 ）

第3号議案 千葉商科大学の校舎面積及び用途の変更について
（ 省 略 ）

第4号議案 学則及び諸規程の整備について

(1) 学則の一部変更（案）について

内田議長の指名により、出水理事（大学本部長兼務）より資料に基づき次の通り説明があった。

・千葉商科大学専門職大学院学則の一部変更（案）について

「資料4をご覧いただきたい。千葉商科大学専門職大学院学則の一部変更について、変更の事由は2点ある。一つ目は、5月の理事会で承認いただいた会計ファイナンス研究科の入学定員及び収容定員の変更によるものである。入学定員は現行の70名から82名に12名増員し、収容定員は140名から164名と、24名増員するため、それに伴う変更を行う。

二つ目の変更事由は、2月の理事会において承認いただいていた会計ファイナンス研究科の納入金の変更によるものである。入学金を40万円から26万円に、授業料を118万円から128万円に変更する。学則の別表(2)に2026年度以降入学者の表を追加している。なお、平成21年度以降、2019年度までに入学した学生はこの3月に全員離籍しているため、『平成21年度以降入学者』の納入金の表は削除する。ご審議のほどお願いしたい。」

以上の通り説明があった後、慎重審議の結果、原案通り満場一致で賛成可決した。

(2) 諸規程の整備について

①学校法人千葉学園役員報酬規程の一部変更（案）について

②学校法人千葉学園評議員報酬規程の一部変更（案）について
（ 省 略 ）

(2) 報告事項

第1号報告 大学創立100周年記念事業実行委員会報告
（ 省 略 ）

第2号報告 財務会議報告
（ 省 略 ）

第3号報告 社会共創会議報告
（ 省 略 ）

第4号報告 常任理事会報告
（ 省 略 ）

第5号報告 その他

・教職員組合からの2025年度春闘要求書について

- ・役員等懇親会（役員・評議員歓送迎会）について
（ 省 略 ）

内田議長は、18時15分、本理事会の閉会を宣した。

2025年6月25日

学校法人 千 葉 学 園

議長（理事長）	内 田 茂 男
理 事	宮 崎 緑
理 事	花 田 力
監 事	関 川 正
監 事	林 一 義

上記写は原本と相違ありません

2025年7月1日

学校法人 千 葉 学 園

理事長 内 田 茂 男

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更(収容定員変更)の内容

既存の会計ファイナンス研究科専門職学位課程の収容定員を 140 名(入学定員 70 名×2 年)から 164 名(入学定員 82 名×2 年)に変更する。

		会計ファイナンス研究科専門職学位課程		
		現行	変更後	差異
入学定員	1 年	70 名	82 名	+12 名
	2 年	70 名	82 名	+12 名
収容定員		140 名	164 名	+24 名

イ. 学則変更(収容定員変更)の必要性

千葉商科大学専門職大学院会計ファイナンス研究科は、会計・税務およびファイナンスに精通し、高い職業倫理観を備えた高度専門職業人を育成することを目的に 2005 年に設置され、これまで多くの修了生を輩出してきた。特に、税理士試験の一部科目免除に対応した修士論文指導体制や、社会人学生に配慮した土日のみの通学で修了可能な時間割編成など、柔軟な教育体制を整備してきた。近年では、一部の科目において、オンライン授業を導入したことにより、志願者・入学者数の大幅な増加をもたらしている。

また、AI の進展や社会構造の変化に対応し、公認会計士・税理士・ファイナンシャル・プランナーといった専門職の育成に注力しており、思考力・課題解決力・倫理観を備えた人材の社会的ニーズは年々高まっている。税理士・公認会計士試験の出願者数の増加もその需要を裏付けている。さらに、本研究科の主な志願者層は社会人であり、リカレント教育やキャリアアップへの関心が高く、18 歳人口の減少による影響は限定的である。

こうした背景から、志願者数の増加と社会的要請に応えるため、収容定員の増加は教育的・社会的観点から妥当であり、学則変更の必要性が強く認められる。

ウ. 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容について

教育課程について、変更は行わない。

なぜなら、2024 年度より開始された学内改革の一環として 2025 年度に教育課程の改定が行われたからである。本改革は、学内外の環境変化や社会的要請を踏まえ、より実効性の高い教育体制の構築を目指すものであり、教育の質の向上および研究科としての価値向上という目的に基づく検討・議論を経て、教育課程の見直しが行われた。

教育課程の内容について、具体的な科目分野としては、「会計系」・「監査論系」・「租

税法系」・「企業法系」・「経営・ファイナンス系」の5分野で構成されている。

また、学習の段階的深化を図るため、基本科目群・発展科目群・応用・実践科目群の3段階で配置・構成をしており、学修者は自身の知識レベルに応じて、無理なくステップアップでき、知識の定着と応用力の育成が期待できる。

また、講義科目においては、対面形式の履修者は、10 名程度であり、オンライン形式での履修者は 30 名程度となっている。各授業回でリアクションペーパーや小レポートを課す等、能動的な学習姿勢の育成をしつつ、理解度確認を行っている。

全授業で、フィードバックの時間を設けており、学生自身の主体性や自己改善を高める仕組みとなっている。

一方、税理士養成のための研究指導(論文指導)においては、1クラス3名までと、少人数指導を徹底しており、収容定員が変更となった場合も引き続き同じ指導体制で初学者も安心して執筆できる体制となっている。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容について

教育方法について、変更は行わない。

なぜなら、現体制においても、教育方法や履修指導の方法は確立されており、入学定員・収容定員が変更となった場合も十分に対応できるためである。

教育方法について、具体的には、学習の段階的深化を図るため、基本科目群・発展科目群・応用・実践科目群の3段階で配置・構成をしており、学修者は自身の知識レベルに応じて、無理なくステップアップでき、知識の定着と応用力の育成が期待できる。

履修指導方法について、具体的には、入学時にオリエンテーションでの説明を行い、論文を執筆する学生においては、指導教員へ、論文を執筆しない学生においては、演習指導教員へ相談するよう案内している。

さらには、専任教員のオフィスアワーにて、相談の機会も設けている。

また、履修登録日程としては、初回授業後に、履修修正期間を設けることによって、研究指導の教員や、各授業担当者に相談しながら自身の興味関心に合わせた履修科目を登録することができる。

収容定員が変更となった場合も上記運用は変わらず実施予定である。

(ウ) 教員組織の変更内容について

収容定員が変更となった場合も、教員組織については変更をしない。

現在も少人数で授業運営をしており、2025 年度の ST 比に関しては、2.87 である。収容定員が変更となった場合も、2026 年度の ST 比に関しては、2.71 の想定であり、同等の学修環境を提供することが可能なためである。

(参考)学生数別の教員比率

年度	学年	学生数	学生数合計	専任教員	兼任教員	客員教員	教員数合計	ST比
2025	1年生	104	201	12	2	56	70	2.87
	2年生	89						
	2年生(留年)	8						
2026	1年生(見込)	82	182	12	2	53	67	2.71
	2年生(見込)	92						
	2年生(留年)(見込)	8						

※2025年度入学者のうち、マルチ・ディグリー制度により、2025年度末で修了する学生が12名計算

※留年見込は例年の人数を記載

(参考)研究指導の指導体制

学年	受講者数	指導教員数	受講者数平均
1年生	95名	36名	2.63名
2年生	87名	36名	2.41名

- (エ) 大学全体や収容定員を増加する学科等で使用する施設・設備の変更内容について施設・設備について、変更は行わない。なぜなら、入学定員・収容定員が変更となった場合も現在使用している施設・設備で十分に対応できるためである。

千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科

学生の確保の見通し等を記載した書類

目 次

(1)新設組織の概要	
①新設組織の概要(名称、入学定員、収容定員、所在地、既設組織との関連性)	p.2
②新設組織の特色	p.2
(2)人材需要の社会的動向等	
①新設組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	p.3
②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	p.3
③新設組織の主な学生募集地域	p.4
④既設組織の定員充足の状況	p.4
(3)学生確保の見通し	
①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	p.5
ア. 既設組織における取組とその目標	p.5
イ. 新設組織における取組とその目標	p.6
ウ. 当該取組の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込み数	p.6
②競合校の状況分析(立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況)	p.7
ア. 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性	p.7
イ. 競合校の入学志願動向等	p.8
ウ. 新設組織において定員を充足できる根拠等(競合校定員未充足の場合のみ)	p.9
エ. 学生納付金等の金額設定の理由	p.9
③先行事例分析	p.9
④学生確保に関するアンケート調査	p.9
⑤人材需要に関するアンケート調査等	p.10
(4)新設組織の定員設定の理由	p.10

(1) 新設組織の概要

①収容定員を変更する組織の概要(名称、入学定員、収容定員、所在地、既設組織との関連性)

新設組織名称	入学定員	収容定員	所在地	既設組織との関連性
千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科	82名	164名	千葉県市川市国府台 1丁目3番1号	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科(入学定員70名、収容定員140名)の入学定員及び収容定員変更

※編入学定員はなし

②組織の特色

組織名称	養成する人材像	特色
千葉商科大学 大学院 会計ファイナンス 研究科	会計・税務とファイナンスに精通し、高い職業倫理観を持って経済社会の発展に貢献する高度な専門職業人を養成します。 会計プロフェッションコースでは、企業財務や監査業務に対応できる専門家を育成します。 税務プロフェッションコースでは、租税法を深く学び、税務判断の実務力を備えた税理士を養成します。 ファイナンスプロフェッションコースでは、個人資産形成を支援するファイナンシャル・プランナーを輩出します。 理論と実務の融合を通じ、企業・地域社会に貢献できる人材を育成します。	1. 会計プロフェッションコース コース別修了要件に財務・管理の会計系科目と監査論系科目を重視し、日本の会計・監査の本質を基本、発展、応用・実践と体系的に学びながら、IFRSにも対応しています。幅広い科目と実践家教員を揃え、企業会計実務の理解を高める能力を養います。 2. 税務プロフェッションコース コース別修了要件に租税法系科目を重視すると同時に幅広く複合的に学びながら税務の専門家を養成します。論文作成では、その指導に精通した教員が国税審議会に提出できるレベルに達するよう指導します。多くの判例や学説を分析、探求し論文を仕上げる過程では、税理士試験の科目免除のみならず、実務においても的確な判断力、問題解決能力を養います。 3. ファイナンスプロフェッションコース コース別修了要件にパーソナルファイナンス系に関する科目を重視し、ファイナンシャル・プランナーとして、個人顧客の将来を見据えることを可能とする幅広い見識と職業的倫理観などを養成します。第一線で活躍する実務家教員から学ぶ最新動向を取り入れた実践的かつ理論的講義は、独立への礎を築きます。

(2)人材需要の社会的動向等

①新設組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科(以下、本研究科)では、AIの進展や社会構造の変化に対応しつつ、会計・税務・ファイナンス分野における高度専門職業人の養成を目的としている。各コースにおいては、単なる知識の獲得にとどまらず、自ら考え、的確に判断し、課題を解決する力を備えた人材を育成しており、近年の社会的ニーズに即した教育を展開している。会計プロフェッションコースでは、AIの時代においても求められる「思考力」「課題発見・解決力」「倫理観」を兼ね備えた公認会計士・税理士を育成しており、企業財務や監査の分野で社会的役割を果たす人材の輩出を目指している。税務プロフェッションコースでは、複雑化する税制や社会環境のもと、法的思考力と幅広い知見を備えた税理士の養成に注力している。ファイナンスプロフェッションコースにおいても、個人の資産形成やライフプラン支援に対応可能な、高い実務力と職業倫理を備えたファイナンシャル・プランナーの育成を進めている。

こうした人材に対する社会的需要は極めて高く、たとえば税理士については、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正、事業承継支援の拡大を背景に、実務に精通した専門家のニーズが急速に高まっている。国税庁の統計によれば、【資料1】に示すとおり、税理士試験の出願者数は、2019年度の36,701名から2023年度には41,256名へと増加しており、制度対応力と高度な専門知識を持つ人材の需要を裏づけている。

また、公認会計士においても監査業務の高度化やESG・サステナビリティ情報開示への対応が求められており、これらの社会的要請に応える高度専門職業人の育成が急務となっている。実際【資料2】に示すとおり、公認会計士試験の出願者数は近年顕著に増加しており、2019年度の12,532名から2023年度には20,318名へと堅調に増加している。

これらの動向は、会計分野における専門職志向の高まりと、社会全体が公認会計士に期待する役割の拡大を如実に示すものである。特に、上場企業数の増加、国際的な情報開示基準への対応、内部統制の強化など、企業活動の複雑化と透明性の確保が強く求められる中で、公認会計士に対する社会的ニーズは今後も持続的に高まると考えられる。さらに、金融リテラシーへの関心が高まる中、ファイナンシャル・プランナーにも多様な顧客ニーズへの対応力が求められており、学術的知見と実務感覚を兼ね備えた人材の育成が社会的課題となっている。

このように、本研究科が養成を目指す専門職人材はいずれも時代の要請と合致しており、今後も安定的かつ持続的な社会的需要が見込まれることから、収容定員の増加は教育・社会の両面からみて妥当であると考ええる。

<資料>

【資料1】税理士試験出願者数の推移

【資料2】公認会計士試験出願者数の推移

②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

【資料3】によれば、全国的には18歳人口の減少傾向が継続しており、大学・大学院における入学対象者の確保は中長期的な課題である。

しかしながら、本研究科は会計分野における高度専門職業人の養成を目的とした会計専門職大学院であり、主な志願者層は大学新卒者ではなく、実務経験を有する社会人層である。実際に【資料4】に示す通り、2024年度の入学者の年齢層は20代から60代にわたり、30歳以上が多数を占めている。この傾向は過去3年間にわたり継続しており、社会人による学び直し(リカレント教育)やキャリアアップ、資格取得に対する高いニーズが背景にある。また、税理士試験・公認会計士試験の受験者数が増加傾向にあることから、会計専門職に対する社会的関心と需要の高さがうかがえる。

さらに、【資料5】に示すとおり、全国の大学院における社会人入学者数は概ね17,000名前後で推移しており、2024年度には大学院入学者全体のうち社会人が占める割合は16.1%に達している。これらの状況から、本研究科が対象とする社会人層においては、今後も中長期的に安定した志願意欲が見込まれる。したがって、本研究科においては、18歳人口の減少による影響は限定的であり、入学対象者の確保に大きな支障は生じないと判断している。

<資料>

【資料3】大学進学者数等の将来推計について

【資料4】会計ファイナンス研究科入学年度別年齢構成比

【資料5】社会人入学者の動向

③新設組織の主な学生募集地域

<概要>

本研究科は千葉県に所在し、主に首都圏を中心とした地域を学生募集エリアとしている。【資料6】に示すとおり、近年の実績では、東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県といった近隣都県からの入学者が多数を占めており、特に千葉県からの入学者数は2022年度36名、2023年度30名、2024年度38名と安定的に推移している。東京都からも毎年25名～37名程度の入学者があり、これらの地域が本研究科の基盤となっている。

一方、社会人の学び直しやキャリアアップを支援する会計専門職大学院として、対象とする年齢層や職業背景は多様である。対面と併用したオンライン授業の拡充により、柔軟な履修が可能となっており、地理的制約が小さく、全国からの志願者を受け入れる体制を有している。

実際、2022～2024年度の3年間では、北海道(3名)、秋田県(2名)、福岡県(1名)、大阪府(1名)、愛媛県(1名)、青森県(1名)など、関東圏以外の各地域からの入学者も見られており、全国規模での学生募集が現実的かつ有効に機能している。

このような傾向は、オンライン授業の活用を通じた、時間的・地理的制約を受けにくい履修環境の整備が、全国の社会人学生の進学意欲を支えていることを示している。

したがって、本研究科の学生募集地域は首都圏を中心としつつも全国に広がっており、社会人層を主な対象とする本研究科の特性とも整合的である。よって、収容定員の増加に対しても十分な募集力を有する体制が確立されているものと判断する。

<資料>

【資料6】会計ファイナンス研究科入学年度別居住地

④既設組織の定員充足の状況

既設組織の入学定員は70名であるが、【資料7】に示すとおり、近年の入学者数は定員を上回る水準で推移している。2022年度には71名が入学し、入学定員充足率は101%。2023年度には68名で入学定員充足率97%とやや下回ったものの、2024年度には100名が入学し、入学定員充足率は143%に達している。

このような状況は、志願者数の増加傾向に支えられており、選抜における一定の競争性も維持されている。したがって、定員増加後においても、選抜機能を適切に保ちつつ、定員を安定的に充足できると判断している。

特に近年は、会計専門職に対する社会的関心の高まりや、本研究科への信頼向上を背景に、志願者の質・量ともに安定的に確保されており、教育の質を維持したうえでの適正な収容定員の拡大が可能であると考ええる。

<資料>

【資料7】会計ファイナンス研究科入試結果一覧(過去3年度分)

(3)学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

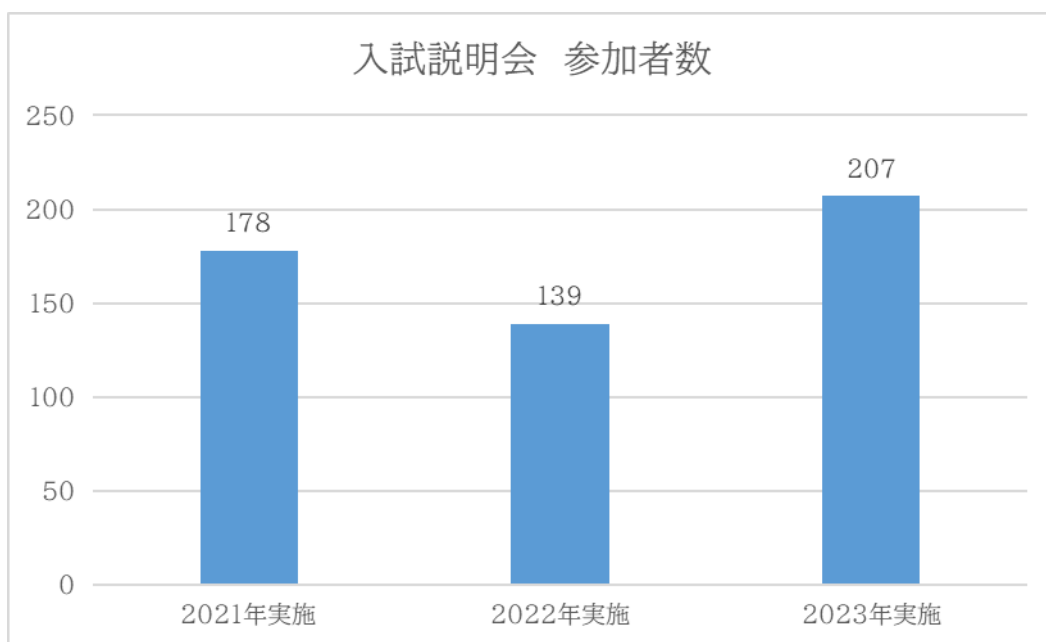
ア 既設組織における取組とその目標

<概要・詳述>

本研究科では、入試説明会を通じた受験希望者との接点形成を、学生確保に向けた最も重要な取組と位置付けている。特に、会計専門職を志望する社会人からの需要の高さを踏まえ、オンライン形式による平日夜間の説明会を継続的に実施している。

この取組により、業務等の都合により来校が困難な社会人に対しても情報提供が可能となり、受験機会の公平性を確保するとともに、接触機会の拡大を図っている。

【入試説明会参加者数推移】表(3)-1 単位:名



■入試説明会

入試説明会参加者数は、【別紙3】①の通りである。2022年実施の入試説明会(令和5年度入学者対象)においては、入試説明会の参加者139名に対して、受験率は40.3%、入学率は33.1%であった。2023年実施の入試説明会(令和6年度入学者対象)においては、参加者が207名に増加し、受験率41.1%、入学率34.8%と高水準を維持している。

本研究科の入試説明会は参加者の満足度が高く、研究科長を中心に、各専門分野の教員および在学生・修了生が参画することにより、受験希望者の志望意欲を高める場として機能している。このような運営体制が、高い出願率および入学率の維持に寄与しているものと考えられる。

<資料>

【別紙3】既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

イ. 新設組織における取組とその目標

<概要・詳述>

既設組織と同様に入試説明会を通じた受験希望者との接点形成を継続して実施していく予定である。また、定員増に対応した広報戦略および募集施策の強化を図り、より多様な志願者層の獲得に努める。

2022年度以降のオンライン授業の拡大を踏まえ、社会人や首都圏以外の遠隔地在住者を含む多様な層に対し、時間的・地理的制約を超えた柔軟な学修環境を整備している。具体的には、平日夜間・土日開講科目の充実、オンラインと対面の併用授業の拡充を進めるとともに、社会人や育児・介護等との両立を志向する層への対応を強化している。

これらを訴求するため、オンライン形式による平日夜間や週末の入試説明会を定期的で開催し、在学生・修了生による体験談の共有や、科目担当教員との個別相談会を実施している。

また、内部進学促進に向けては、学部段階での進学ガイダンス・相談会の実施、パンフレットやウェブサイトを通じた情報提供の充実、大学院教育の意義およびキャリアパスの提示に努めている。

さらに、学外に向けては、SNSやウェブ広告の活用、他大学や関係機関へのパンフレット・学生募集要項の送付、個別相談の受付体制の拡充等により、志願者層の拡大を図っている。

これらの多面的な取組を通じて、拡充後の定員に見合った安定的な志願者の確保と、多様な人材の受け入れを実現していく。

ウ. 当該取組の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込み数

<概要・詳述>

入試説明会の参加者数、出願率および入学率の実績に基づき、定員変更後においても安定的に入学者を確保できる見通しが立っている。

特に、オンライン入試説明会の実施により、接触機会の増加と志望度の向上が図られており、志願者数は上昇傾向にある。

また、本学学部卒業生を中心とした内部進学動きも着実に進展しており、進学ガイダンス等による早期の働きかけを通じて、安定的な入学者の確保が期待される。

さらに、本研究科では、2学位制(マルチ・ディグリー制度)を活用した再入学の仕組みがあり、3年間で2学位の取得を目指す志願者の獲得も見込まれている。

これらの実績および制度上の優位性を踏まえ、既存の取組を継続・発展させることで、定員変更後においても安定的な入学者の確保が現実的に可能であると判断している。

②競合校の状況分析

ア. 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性

<概要>

本研究科は会計専門職大学院であり、主たる志願者層は公認会計士、税理士をはじめとする会計専門職を志向する学部卒業者および社会人等の、幅広い年齢層にわたる学修者である。こうした属性を踏まえ、学校種別や教育課程、志願者層、所在地等の点で本研究科と類似する以下の3大学院を競合校として選定した。

- ・青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科
- ・明治大学大学院 会計専門職研究科
- ・LEC東京リーガルマインド大学院大学 高度専門職研究科

<詳述>

競合校 青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科

【選定理由】

当該研究科は、公認会計士・税理士等の専門職業人の養成を目的とする会計専門職大学院であり、本研究科と同様に社会人を含む多様な志願者層に対応した教育課程を編成している。また、東京都に立地し、地理的条件も共通する。さらに、入学後の新入生アンケートにおいて併願先として頻繁に挙げられており、受験者の学力層が近いことも選定理由の一つである。

【比較分析および本研究科の優位性】

当該研究科では、実務経験を有する教員の配置や職業会計人養成に特化したカリキュラムが特徴であり、専門職大学院としての教育水準の高さが認められる。

一方、本研究科では、実務と研究を融合させた教育カリキュラムを展開しており、少人数によるきめ細かな個別指導体制のもと、修士論文作成を通し、実務課題に対する論理的な分析力および課題解決能力の育成に注力している。

特に、実務家と研究者による多角的な教育支援体制により、専門的知識と実践的スキルを統合的に修得できる点は、本学の大きな特長である。加えて、社会人の学修環境に配慮した平日夜間および土日の授業、さらにはオンラインとの併用型授業の導入により、在職中の履修や遠隔地からの受講が可能となる柔軟な履修設計を整備している。

こうした柔軟性を備えた学修体制は、地理的・時間的制約を抱える社会人学修者にとって有効な選択肢であり、本研究科は一定の優位性を有している。

競合校 明治大学大学院 会計専門職研究科

【選定理由】

当該研究科は、会計専門職大学院として長年の実績を有し、公認会計士・税理士志望者を中心に志願者を集めている。また、夜間・週末を活用した授業編成や社会人特別選抜の実施など、本研究科と同様に社会人学修者への配慮がなされており、競合校として妥当である。さらに、入学後の新入生アンケートにおいて併願先として頻繁に挙げられることから、受験者の学力層が近いことも選定理由である。

【比較分析および本研究科の優位性】

当該研究科は、会計に関する理論的・実務的能力の修得に加え、少人数制教育によるきめ細かな指導や、研究者と実務家双方による教育体制の整備など、専門職養成において高い教育水準を有している。

一方、本研究科では、これに加えて修士論文の作成を通じて実務課題を自ら発見し、論理的に解決する力の涵養に重点を置いている。また、社会人に配慮した平日夜間・週末開講、オンライン併用型授業による柔軟な履修体制を整備しており、通学困難な遠隔地居住者や多忙な社会人にも対応可能な柔軟性を備えている点において、本研究科は一定の優位性を有している。

競合校 LEC東京リーガルマインド大学院大学 高度専門職研究科

【選定理由】

当該研究科は東京都に所在する会計専門職大学院であり、税理士資格の取得を志望する社会人学修者を主たる志願者層としている点において、本研究科と類似性がある。また、オンライン授業を主体とした教育体制を導入し、時間的・地理的制約を抱える学生にも対応可能なカリキュラムを構築している。さらに、社会人学生の在籍者数が全体の大多数を占める点においても、本研究科の教育対象と重なることから、教育課程の構成、対象学生層、立地条件等の観点より競合校として妥当と判断される。

【比較分析および本研究科の優位性】

当該大学院は、完全オンライン授業により、働きながら資格取得を目指す社会人に対して柔軟な学修機会を提供している。

一方、本研究科では、オンラインによる柔軟な履修環境を整備しつつも、対面授業との併用型カリキュラムを採用しており、教員との直接的な相互作用を通じた学修効果の最大化および学修継続のモチベーション維持を重視している。

加えて、本研究科では、少人数制による丁寧な個別指導体制の下、実務家と研究者による多角的な教育支援を展開し、修士論文の作成を通じて実務における課題解決力を体系的に涵養している。オンラインの利便性と対面による教育の質を両立させたハイブリッド型教育を実現している点は、完全オンライン型を採用する当該大学院に対して本研究科が有する大きな優位性である。

さらに、本研究科では、平日夜間・土日に加えオンライン授業を組み合わせた多様な時間割設計により、在職中の学生の履修計画の柔軟性を確保しつつ、リアルな学修空間を通じた人的ネットワーク形成や研究指導の深化を可能としている。

こうした対面との併用により、学修効果の担保と学修者の社会的成長の両面に資する教育体制を構築している点は、本研究科の顕著な強みである。

イ. 競合校の入学志願動向等

<概要・詳述>

競合校である青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科、明治大学大学院 会計専門職研究科、LEC東京リーガルマインド大学院大学 高度専門職研究科の過去3年間の入試結果は【資料8】の示すとおりである。いずれの大学院においても、定員を上回る志願・入学者を確保しており、会計専門職大学院に対する安定的な需要が認められる。

特に2024年度には、志願者数・入学者数ともに増加傾向が見られる。こうした動向は、社会人を中心とした会計専門職教育へのニーズが依然として高いことを示している。本研究科においても、平日夜間・土日・オンライン形式での授業を整備した柔軟な履修設計により、在職者や遠隔地在住者の学修ニーズに対応しており、全国からの志願者の確保が可能な体制を整えている。また、少人数の研究指導体制によるきめ細かい指導などの特長が、高度専門職業人を目指す学修者に高く評価されている。

これらの点を総合的に勘案すれば、収容定員の変更後においても、安定的かつ持続的に定員を充足できると判断できる。

<資料>

【資料8】競合校入試結果一覧(過去3年度分)

ウ. 新設組織において定員を充足できる根拠等

競合校定員充足状況のため、手引きに従い記述割愛。

エ. 学生納付金等の金額設定の理由

<詳述>

会計専門職大学院における学費については【資料9】の示すとおりである。本研究科では、昨今の物価上昇の中にあっても教育の質の持続的な向上を目指し、2026年度入学者より学生納付金の改定（入学金の値下げ、授業料の値上げ）を行う。新たな学生納付金額は、2年間で2,820,000円であり、他の会計専門職大学院（国立大学を除く）と比較しても、やや低廉な金額設定である。

本研究科では、社会人を含む多様な学生の受け入れを前提に、教育の質を確保しつつ、教育課程の編成、実務家教員の配置、遠隔授業環境の整備など、学修支援体制の拡充を図っている。

これらの取り組みを継続するためにも、学生納付金額は適正な水準であると考えている。

<資料>

【資料9】会計専門職大学院学生納付金一覧（国立大学除く）

③ 先行事例分析

<詳述>

先行事例分析については【資料10】の示すとおりである。会計専門職大学院において収容定員の変更を行った事例として、大原大学院大学 会計研究科が挙げられる。

当該研究科は2022年度および2025年度に収容定員の変更を実施しているが、変更後も安定的に入学者を確保しており、入学定員充足率は100%を上回っている。

こうした動向は、社会人を中心とした会計専門職教育へのニーズが依然として高いことを示しており、本研究科においても、収容定員変更後の入学定員を確保できる見込みがあると判断している。

<資料>

【資料10】先行事例分析

④ 学生確保に関するアンケート調査

<詳述>

本研究科では、過去2年間に実施した入試説明会において、受験対象者に対する受験率約40%、入学率約34%という安定した成果を上げており、特に2024年度は入試説明会参加者数が前年比約49%増と大きく伸長している。

背景には、会計専門職に対する社会的ニーズの高まりがあり、実際に社会人層を中心とした志願者数・入学者数の増加が見られる。これらの実績と市場動向に基づき、当該組織における学生需要は今後も堅調に推移すると見込まれることから、入学定員を現行の70名から82名へと増員することは妥当であり、収容定員164名充足の見込みも十分にあると判断している。

なお、本変更に伴い教育課程・教育環境・教員体制についても適切に対応済みであり、教育研究の質の確保にも万全を期している。また、学生確保に関するアンケート調査については、これまでの定量的実績により定員設定の妥当性が十分に説明可能であるため、別途アンケートの実施は行っていない。

⑤人材需要に関するアンケート調査等

<詳述>

【資料1】および【資料2】に示されているとおり、会計・税務分野における高度専門職人材に対する社会的需要は、依然として高い水準にあり、税理士・公認会計士といった国家資格の取得を目指す受験者数の推移からも、その傾向が明確に示されている。

具体的には、税理士試験の出願者数は2019年度の35,135名から2023年度には41,256名へと約17%増加しており、公認会計士試験においても、同期間に12,532名から20,318名へと約62%の増加が見られる。これらの数値は、国家資格の取得を志向する者の増加を通じて、専門職人材への社会的ニーズの高さが着実に継続していることを示すものである。

また、こうした傾向は、会計・税務分野における専門的教育機関に対する期待の高まりをも反映していると言える。さらに、これらの受験者動向は、税制改正をはじめとする社会的要請とも連動しており、今後も高度専門職人材の継続的な育成と供給が求められることは確実である。

したがって、本研究科が担う専門職人材の育成は、将来的な人材需給の見通しを踏まえた社会的要請に基づく計画に位置づけられるものであり、収容定員の増加についても、その枠組みの中で十分な妥当性を有していると考ええる。

(4)新設組織の定員設定の理由

<詳述>

本研究科では、既設組織における入試説明会や広報活動の強化、柔軟な履修体制の整備等を通じて、安定した入学者確保の実績を積み重ねてきた。特に、会計専門職に対する社会的ニーズの高まりを背景に、説明会参加者数・出願者数ともに増加傾向が続いており、過去2年間の実績からも高い受験率および入学率が確認されている。

また、公認会計士試験および税理士試験の出願者数も増加傾向を示しており、専門職志向の継続とともに、一定の志願者層が中長期的に見込まれる状況にある。さらに、社会人学修者を対象とした平日夜間・週末開講の授業や、オンラインと対面を併用した授業形態など、多様なニーズに対応する教育体制を構築しており、遠隔地在住者や多忙な社会人層からも高い評価を得ている。

こうした(1)～(3)で述べた入学者の動向、学生募集地域の広がり、既設組織や競合校の定員充足状況、さらには教育環境・教員体制の拡充状況を総合的に勘案すれば、本研究科において入学定員を現行の70名から82名へ、収容定員を140名から164名へと改めることは合理的であり、計画的な定員管理のもとで充足可能と判断する。

以上

千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科
学生の確保の見通し等を記載した書類

資 料 目 次

別紙3 既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績	P.2

資料1 税理士試験出願者数の推移	P.3
資料2 公認会計士試験出願者数の推移	P.4
資料3 大学進学者数等の将来推計について	P.5
資料4 会計ファイナンス研究科入学年度別年齢構成比	P.6
資料5 社会人入学者の動向	P.7
資料6 会計ファイナンス研究科入学年度別居住地	P.8
資料7 会計ファイナンス研究科入試結果一覧(過去 3 年度分)	P.9
資料8 競合校入試結果一覧(過去 3 年度分)	P.10
資料9 会計専門職大学院学生納付金一覧 (国立大学除く)	P.11
資料10 先行事例分析	P.12

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

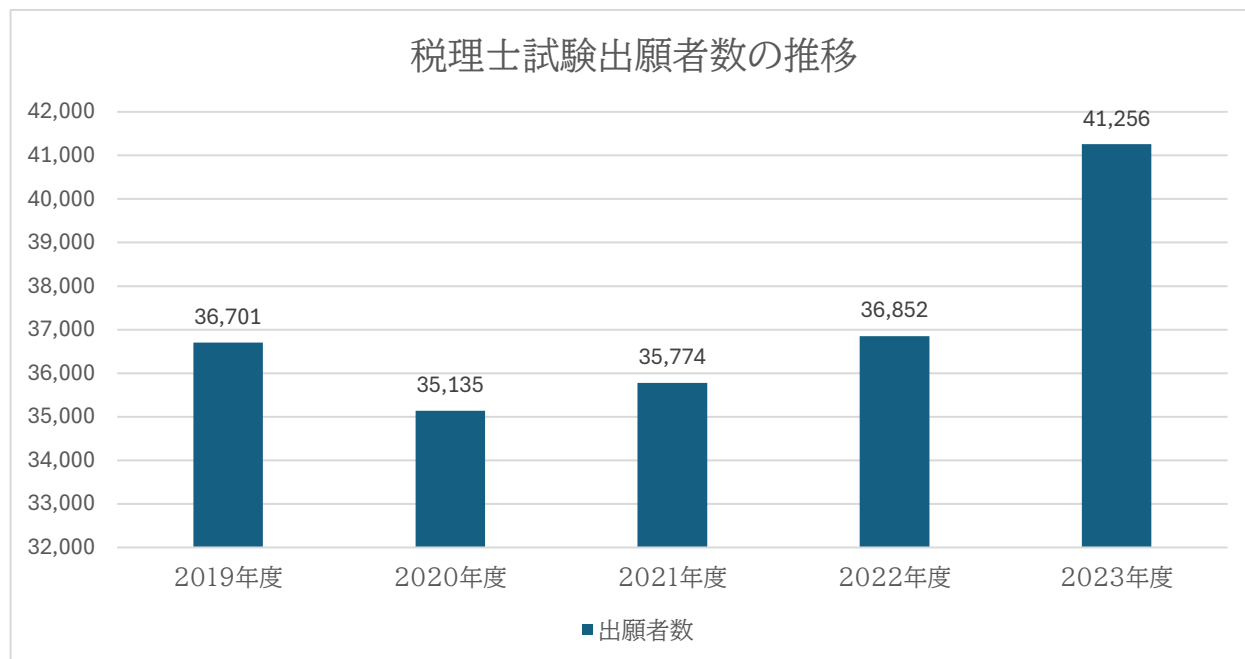
①募集を行った学科等名称及び取組の名称：入試説明会

	R 5 年度入試	R 6 年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	139人	207人	①取組概要 入試説明会 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 過去2年間の入試説明会では受験率約40%、入学率約34%と安定した成果を示しており、令和6年度は会計専門職への関心の高まりも背景に、参加者が前年比約49%増加した。特に社会人層を中心としたニーズの高さが顕著であり、今後も説明会参加者の増加が見込まれる。こうした実績と市場動向を踏まえ、新設組織においても安定した志願者・入学者の確保が期待できる。
うち受験対象者数 (b)	139人	207人	
うち受験者数 (c)	56人	85人	
うち入学者数 (d)	46人	72人	
(受験率 c/b)	40. 3%	41. 1%	
(入学率 d/b)	33. 1%	34. 8%	

資料1 税理士試験の出願者数の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
出願者数	36,701	35,135	35,774	36,852	41,256

単位:名

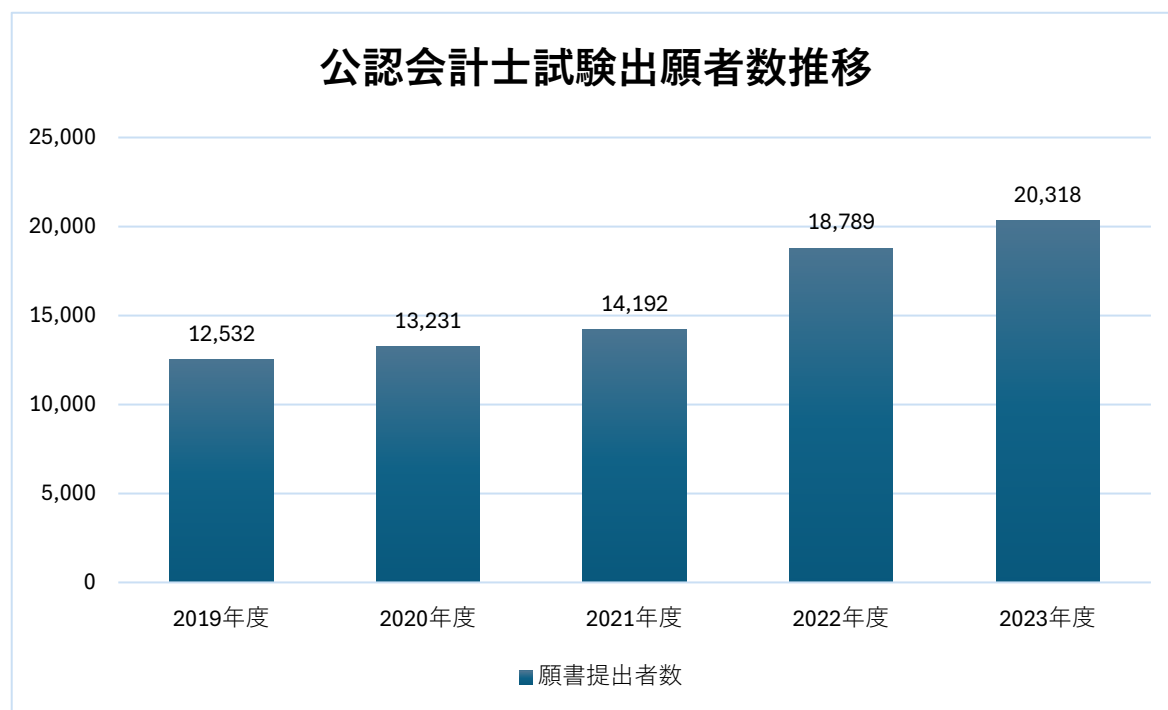


※国税庁 各年度税理士試験結果より集計

資料2 公認会計士試験出願者数の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
願書提出者数	12,532	13,231	14,192	18,789	20,318

単位:名

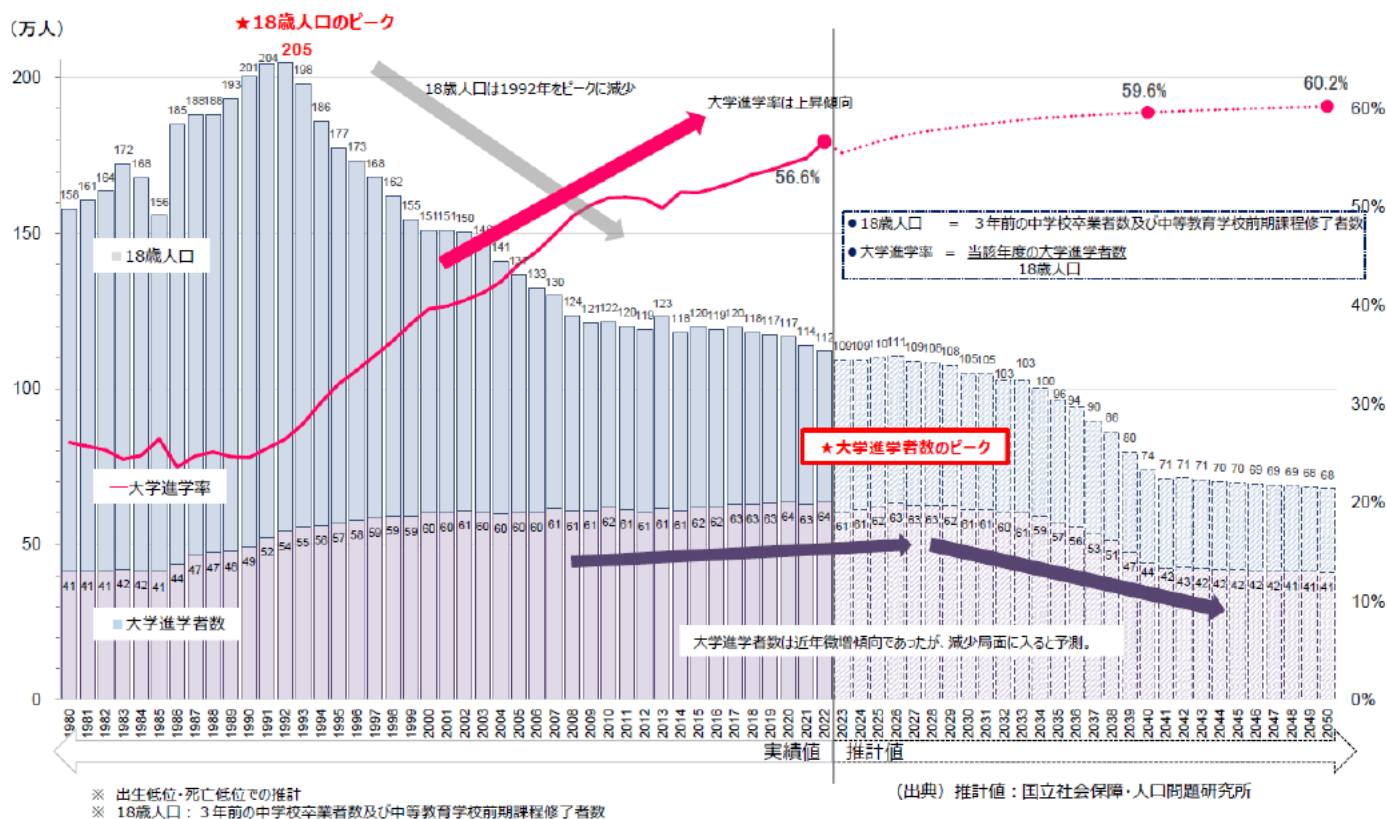


※公認会計士・監査審査会 各年度公認会計士試験の受験状況より集計

資料 3 大学進学者数等の将来推計について

大学進学者数等の将来推計について

18歳人口が減少し続ける中でも、大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2026年以降は18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に入ると予測される。



出典：文部科学省 中央教育審議会

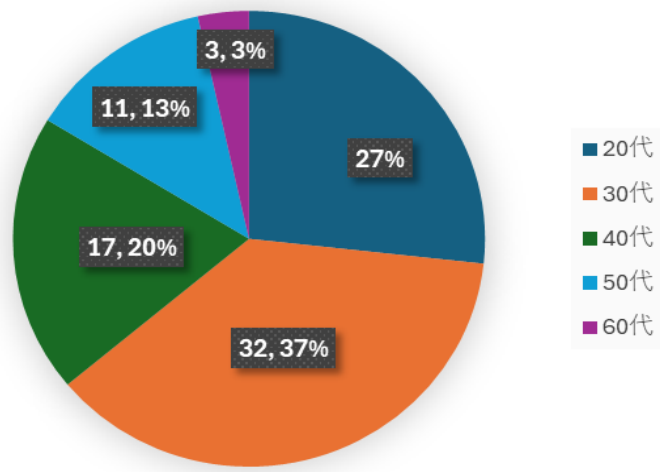
「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)」(令和 7 年 2 月 21 日)

関係データ集

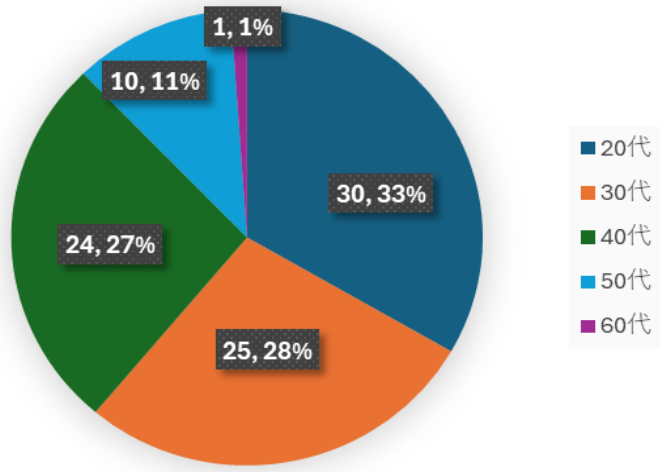
https://www.mext.go.jp/content/20250221-mxt_koutou02-000040400_6.pdf

資料4 会計ファイナンスの入学者年齢グラフ3年間

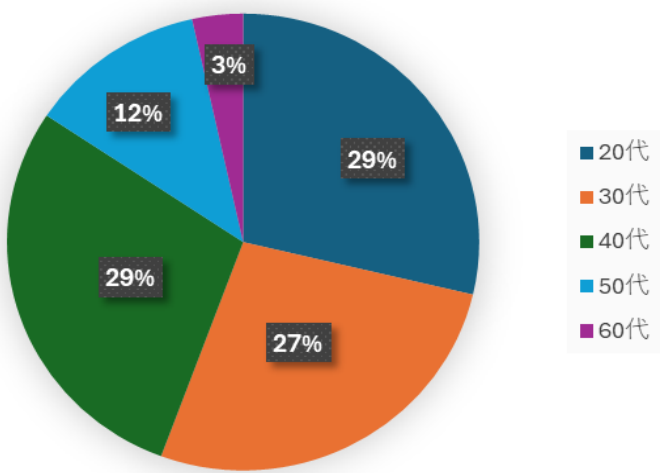
2022年度入学者年齢構成比



2023年度入学者年齢構成比



2024年度入学者年齢構成比

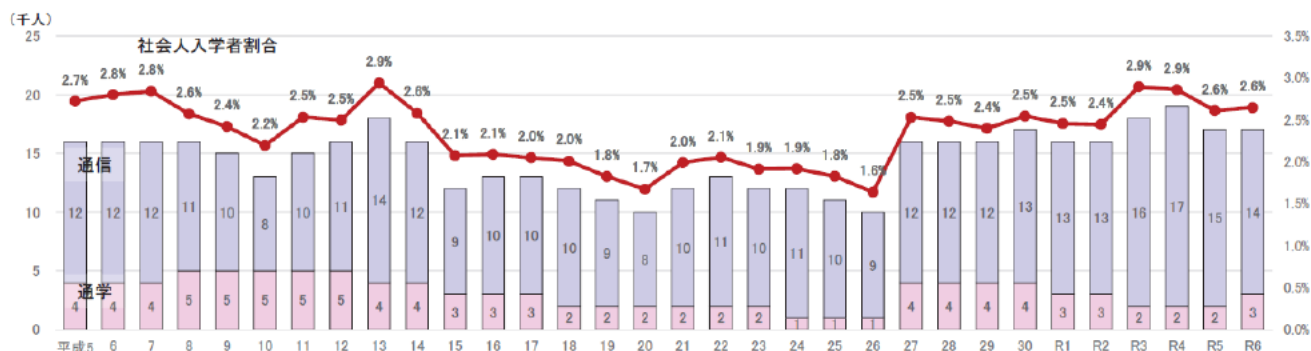


資料 5 社会人入学者の動向

社会人入学者の動向

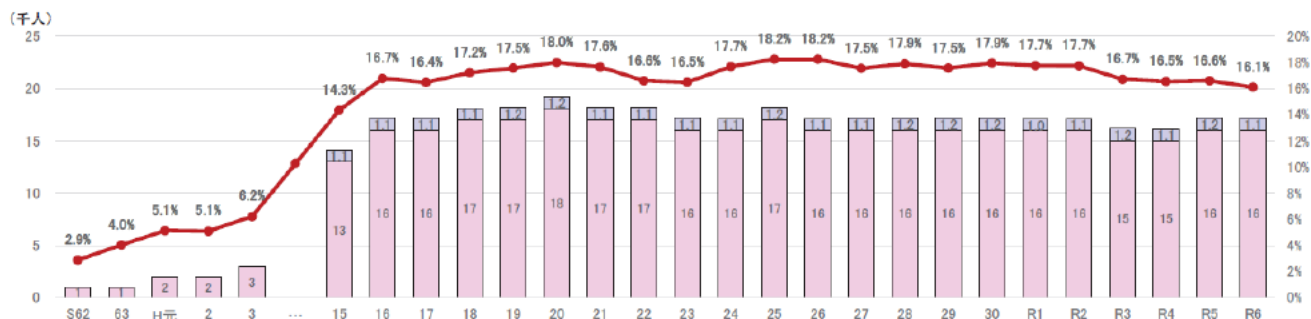
(1) 学部

社会人入学者数（推計）は、平成13年度の約1万8千人から一時減少。平成27年度に増加以降、近年は通信課程のみ増加。



(2) 大学院

社会人入学者数は、近年は概ね1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合16.1%(令和6年度)。



※ 出典：学校基本統計

※ 社会人入学者は、大学(学部)は25歳以上の入学者、大学院は30歳以上の入学者をカウントしている。

※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本統計」をもとに、通信制学生のうち大学は25歳以上、大学院は30歳以上の学生の割合から按分)。

出典：文部科学省 中央教育審議会

「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)」(令和7年2月21日)

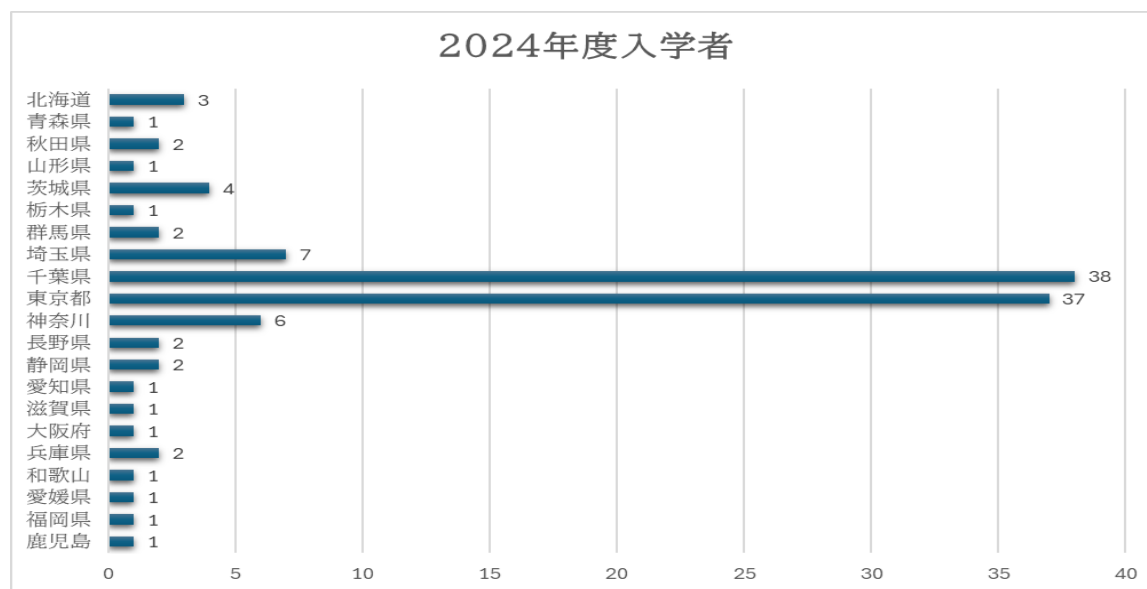
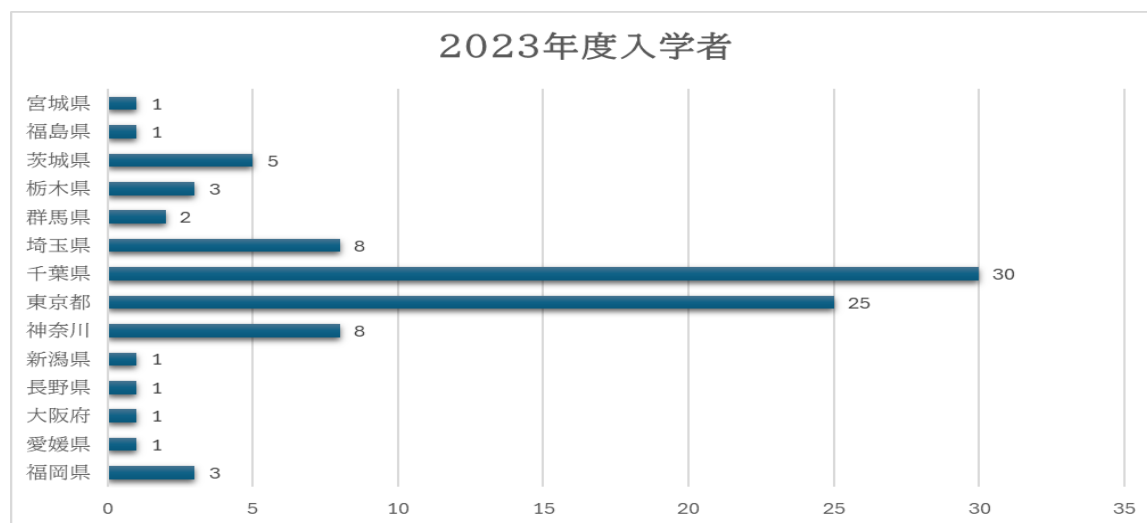
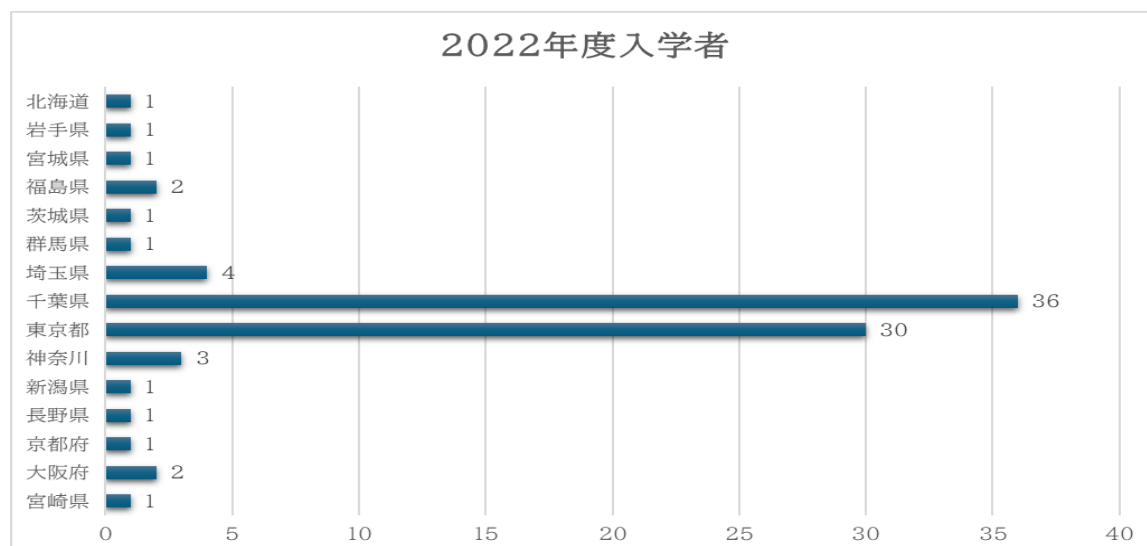
関係データ集

https://www.mext.go.jp/content/20250221-mxt_koutou02-000040400_4.pdf

資料6 会計ファイナンス研究科入学年度別居住地

○都道府県コード順

単位:名



資料7 会計ファイナンス研究科入試結果一覧(過去3年度分)

大学院名 研究科名	入学定員
千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科	70

2022年度入試結果			2023年度入試結果			2024年度入試結果		
志願者数	入学者数	入学定員充足率	志願者数	入学者数	入学定員充足率	志願者数	入学者数	入学定員充足率
86	71	101%	90	68	97%	115	100	143%

資料8 競合校入試結果一覧(過去3年度分)

大学院名 研究科名			入学定員					
青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科			80					
2022年度入試結果			2023年度入試結果			2024年度入試結果		
志願者数	入学者数	入学定員充足率	志願者数	入学者数	入学定員充足率	志願者数	入学者数	入学定員充足率
200	101	126%	258	85	106%	352	87	109%

大学院名 研究科名			入学定員					
明治大学大学院 会計専門職研究科			80					
2022年度入試結果			2023年度入試結果			2024年度入試結果		
志願者数	入学者数	入学定員充足率	志願者数	入学者数	入学定員充足率	志願者数	入学者数	入学定員充足率
190	85	106%	257	93	116%	274	80	100%

大学院名 研究科名				入学定員				
LEC東京リーガルマインド大学院大学 高度専門職研究科				60				
2022年度入試結果			2023年度入試結果			2024年度入試結果		
志願者数	入学者数	入学定員充足率	志願者数	入学者数	入学定員充足率	志願者数	入学者数	入学定員充足率
93	64	107%	86	67	112%	139	72	120%

※会計大学院協会資料より集計

資料9 会計専門職大学院 学生納付金一覧(国立大学除く)

○2年間の学生納付金合計が高い順

No	大学院名	研究科(専攻)名	入学時				2年次			2年間合計
			入学金	授業料	施設設備料等	合計	授業料	施設設備料等	合計	
1	早稲田大学大学院	会計研究科	¥300,000	¥1,540,000	¥58,000	¥1,898,000	¥1,740,000	¥0	¥1,740,000	¥3,638,000
2	青山学院大学大学院	会計プロフェッション	¥290,000	¥1,120,000	¥280,000	¥1,690,000	¥1,120,000	¥280,000	¥1,400,000	¥3,090,000
3	明治大学大学大学院	会計大学院	¥200,000	¥1,200,000	¥230,000	¥1,630,000	¥1,200,000	¥230,000	¥1,430,000	¥3,060,000
4	関西学院大学大学院	会計専門職	¥260,000	¥1,350,000		¥1,610,000	¥1,350,000	¥0	¥1,350,000	¥2,960,000
5	関西大学大学院	会計研究科会計人養成専攻	¥260,000	¥1,320,000		¥1,580,000	¥1,320,000	¥0	¥1,320,000	¥2,900,000
6	千葉商科大学大学院(2026年度以降)	会計ファイナンス	¥260,000	¥1,280,000	¥0	¥1,540,000	¥1,280,000	¥0	¥1,280,000	¥2,820,000
7	大原大学院大学	会計大学院	¥200,000	¥1,100,000	¥200,000	¥1,500,000	¥1,100,000	¥200,000	¥1,300,000	¥2,800,000
	千葉商科大学大学院(2025年度以前)	会計ファイナンス	¥400,000	¥1,180,000	¥0	¥1,580,000	¥1,180,000	¥0	¥1,180,000	¥2,760,000
8	LEC東京リーガルマインド大学院大学	高度専門職研究科	¥300,000	¥1,000,000	¥200,000	¥1,500,000	¥1,000,000	¥200,000	¥1,200,000	¥2,700,000
9	熊本学園大学専門職大学院	会計専門職研究科アカウンティング専攻	¥100,000	¥1,190,000	¥110,000	¥1,400,000	¥1,190,000	¥110,000	¥1,300,000	¥2,700,000

※各大学院HPより集計

資料10 先行事例分析

大学院名 研究科名
大原大学院大学 会計研究科

年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率
2021年度	45	58	129%
2022年度	60	62	103%
2023年度	60	67	112%
2024年度	60	72	120%
2025年度	70	-	-

※HPより引用。2025年度入試結果は未発表。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ミヤザキ ミドリ 宮 崎 緑 ＜令和7年4月＞	67	法学修士		千葉商科大学 学長 (令和7年4月～令和11年3月)